

2021年度事業計画
(2021年3月19日理事会 決議)

社会福祉法人 宮城厚生福社会

はじめに

新型コロナウイルスが猛威を振るっています。各事業所感染対策を最重要課題としながら取り組みを強めてきました。新型コロナウイルスにより福祉事業の継続が求められ、国民にとって必要な社会的事業であることがより鮮明になっています。

一方で、利用制限があると稼働が下がり経営に直結する介護・障害事業の問題が改めて浮き彫りになっています。新型コロナウイルスが長期化する中で、教育の問題・事業経営の問題・失業の問題・地域活動の問題、人々の暮らしの隅々まで影響が及んでいます。これらへの最も有効な策こそが感染対策です。感染対策は公衆衛生の課題であり、必要な対応は国費にて進め、暮らしを支える政治への転換を求めます。

新型コロナウイルスの混乱のさなか、社会福祉の切り捨てへ向けた計画への反省・撤回はなく、議論が進められています。介護報酬改正の情勢では、0.70%のプラス改定となりました。2015年の▲2.27%（基本単価▲4.48%）の改悪が大きく、プラスとなる内容にも現場では新たな労務負担が求められる内容です。最大の課題である人員不足に対しては基準の緩和とICT化で対応する方針ですが、介護報酬を引き上げ処遇改善を進める政策は否定されています。保育情勢では保育士の福祉医療機構退職金への加入制限案が討議されましたが、先延ばしとなりました。待機児童対策として「各クラスに常勤保育士1名以上の配置」をパート職員の組み合わせで代えることができるという緩和を提案しています。細切れの対応では、保育の質は保たれません。人生の基礎を築く重要な時期の保育を受ける権利を守ります。障害分野においては、障害福祉サービス等に係る予算額が障害者自立支援法（現・障害者総合支援法）の施行時から3倍以上に増加していることに焦点をあて、持続可能な制度にするという名目で+0.56%の改定率としながらも、基本報酬を引き下げる、各種加算等の取得要件を厳しくするための制度設計にすべく議論を進めています。児童・就労両部門ともに各関係機関と協力しながら声をあげていく必要があります。

経営活動の維持発展は、私たちが目指す「安心して住み続けられるまちづくり」の理念に向けた存続にかかわる土台をなすものです。この間事業展開をしてきましたが、経営的な安定を図ることが求められています。

法人全体での経営状況は2019年度決算▲5千万円、2020年度決算見通しも▲2千万円と大変厳しい経営状況が続きます。重点課題を各部門で定め、運営の強化と経営改善に向けた取り組みを関連法人とともに進め、人的支援も頂いてきました。

2021年度の経営では、各部門で必要利益と数年間での改善に向けた課題に取り組み、前進してきています。障害事業の赤字構造からの転換、保育士確保による保育園経営の改善、介護事業での人員確保と稼働改善と休止事業の再開を進め、一定の前進を作っています。

人員確保は事業経営計画の基礎をなすものです。人事部の体制を見直し数年来の取り組みとして強化を進め、人員確保でも前進をしてきました。引き続き人員確保を行い事業再開・経営改善を進めます。

法人事業所が権利を守る社会福祉施設として発展していくためには、職員の働く権利が守られるよう、労働環境の改善を進める必要があります。法人理事会・管理者が職場職責者・職員と力を合わせて、労働環境の改善に向けた取り組みを進めます。

人員確保・経営改善・社会福祉の拡充を求める活動・人材育成と好循環を作ります。法人内・関連法人の力を結集させ、経営転換を図り、法人理念に基づく福祉活動を守ります。

2021年度の重点課題

1. 管理者が中心となり、理念に基づく実践を追求した事業運営を進めます。管理部・職責者を中心とした職場作りと職員育成を重視します。理事会・人事部は必要な政策立案を行い、取組みの具体化の提起を行い実践します。
2. 法人全体、各部門、事業別に借入金償還や設備投資が出来る資金の確保を行える経営を追求します。法人の必要利益 2 千万円に対し、今期の当初予算は赤字としない経営（介護▲3 千万円、保育+3 千万円、障害±0 円）を目指します。今期の目標稼働を事業ごとに設定し、到達に向けた対策を進めます。
3. 部門ごとの目標利益確保が出来る経営を、2023 年の期間目標を持ち取り組みます。事業再開など必要な経営的対策を進めます。設備投資が必要な事業所が複数あり、中期経営計画の策定と具体化と、資金繰り計画を策定します。
4. 私たち社会福祉の働く土台である憲法 25 条を守ります。社会保障運動を重視し、平和で人々が幸せに暮らせる社会の実現に向けて、広範な団体・個人と共同の運動を進めます。
5. 常務会、執行管理者会議、各部・委員会を本部機能として位置づけ、さらに強化します。
6. 労務管理やコンプライアンス等を徹底できるよう、相互点検の実施、自主点検リストの作成、管理部・担当者の力量の向上を行います
7. 採用活動を引き続き強化し、採用目標では介護職 15 名、保育士 6 名。法人の理念と歴史を振り返り、世代継承を図ります。職員教育活動を重視して取り組み、理念継承に向け取り組みます。

保育事業

【情勢】

新型コロナウイルス感染症が全国的に拡大している中、「三密」を避けられない保育の現場でも緊張しながらの勤務が続いています。2020年4、5月に緊急事態宣言を受けて登園自粛となり登園人数が減りました。しかし、公定価格は予定通りに給付され保育園の運営は守られました。また、保護者が支払う保育料も減免されました。

コロナ禍で経済状況が悪化し生活が厳しくなると保育需要増大が予想されます。しかし、待機児童も解消されていない中では保育所に入ることが難しく、働けない状況になると生活が破綻し、子どもの貧困にもつながっていきます。緊急事態下で改めて見えてきた公的責任の明確化を求めていくことが重要です。

退職手当共済制度の公費助成見直しが検討されています。社会福祉法人とその他の経営主体との「イコールフットィング」の観点からの検討が中心となっています。社会福祉退職手当共済制度は、掛金の2/3が公費で賄われており保育所経営の安定に寄与しています。保育士確保が困難を極めるなか、その意義はますます大きくなっています。公費助成廃止は保育士処遇改善に逆行しています。公費助成の継続、拡充を求める運動が必要です。

【今年度の総括】

2020年度は、保育士確保に力を注ぎ、15名の新入職員を迎えることができました。職員確保できたことで、2019年よりも子どもの受け入れ人数を増やすことができました。引き続き職員の育成と定着を進め、充実した保育環境の整備が求められます。

コロナウイルス感染症拡大の中、保育や行事等の見直しを職員で意見を出し合い行ってきました。職員の奮闘で、コロナ禍でも充実した保育、行事等を行うことができました。

【重点課題】

- ① キャリアパス制度に基づく研修を進め、採用した保育士の育成を進めます。法人の理念、仕事のやりがいや意欲を育て、よい援助実践が定着を図ります。
- ② 保育士の採用と育成・定着を図り、安定した保育体制を構築します。学校訪問・説明会の参加、奨学生活動の充実等、採用に繋がる取り組みを継続します。
奨学生の採用目標は年間5名、再来年度の必要充足数を確保します。
- ③ 地域の保育ニーズに応え、待機児童解消へ向け自治体と連携して児童を受け入れます。
- ④ 子どもたちの笑顔があふれ安心して預けられる保育所づくりを進めます。
- ⑤ 安心して保育受けられ、働ける環境を守るため、制度改善への活動に取り組みます。
- ⑥ より良い施設環境づくりに取り組み、必要な修繕を進めます
- ⑦ 保育記録の簡略化・ICT化を進めています。給食費徴収の口座引き落とし等、さらに事務負担の簡略化・軽減を図ります。
- ⑧ 必要利益保育事業部門にて3千万円以上の黒字を目指します。

介護事業

【情勢】

現在 2021 年の介護報酬改定に向けた議論が進められています。報酬改定率は+0.70%となりましたが、新たな課題を含む改定となりました。

新型コロナウイルス感染症を受け、すべての事業所で委員会の設置・計画策定・事業継続が求められています。地域住民と一緒に訓練を実施するなど、事業所にとっては新たな課題を含むものです。法人内各施設で十分な議論と対応を進めます。自立の考え方が「サービスを受けずに暮らすことができる」という考え方へ変更させられ、「卒業」を目指す方向も示されています。必要な人が介護サービスを継続して受けられる権利を守ります。

【今年度の総括】

今年度は、新型コロナウイルスの対応に追われる 1 年間でした。その混乱の中でも特養の稼働率 95%を目指し、田子のまちは開所以来はじめて満床となりました。風の音やサテライト史も退居される方が多いですが、退居から入居までの期間を短縮できるよう工夫し対応しています。その他の部門でも予算執行のため稼働率を管理し数年ぶりに単月で黒字となりました。

来年度は少しでも赤字を圧縮できるよう、当初予算管理を徹底します。各事業所でしっかりと経営討議ができるよう、管理者、職責者が中心となり進めていきます。介護報酬改定への対応もします。

【重点課題】

①特養の稼働 95%の維持

退居から入居までの期間を短縮できるよう対応します。

待機者減少に対する対応を考慮し実施します。

②デイサービスセンター木の実の土曜日開所と定員 5 名増加

目標稼働率 60%を 9 月までに達成します。

職員を補充し土曜日の開所と定員を増やせる体制を作ります。

③居宅の稼働と内部紹介率を管理できる体制を作ります。

④すべての介護事業所で目標稼働達成のため、職責者が中心となり取り組みます。

⑤職員の確保と育成

適切な人員配置を検討し、早急に補充ができるよう取り組みます。

職員育成のための委員会を作り取り組みます。

給与改定の準備を進めます。

【目標利益】

資金収支 ▲3 千万円 以内に留める

宮城野の里 2 千万円 ・ 風の音 ▲3 千万円 ・ 田子のまち ▲1 千万円

くりこまの里 1 千万円 ・ サテライト史 ▲2 百万円 程度

障がい事業

【情勢】

2020年6月、新型コロナウイルス感染拡大で世界中が混乱している中、「令和3年度障害福祉サービス等報酬改定」の議論が始まりました。今回の報酬改定は、選ばれたヒアリング団体から事前の意見聴取からスタートさせるというかたちをとっています。これは、ヒアリングを実施することで今回の報酬改定の議論が団体から出された意見を基に実施されるものであるということアピールする意図があると考えられます。つまり、報酬改定は決議されたとき、その責任は厚生労働省ではなく、ヒアリングで意見を発した団体に責任を転嫁させ社会保障費を削減しようと意図していることが明白です。

昨年度の障害保健福祉部の予算は初めて2兆円を超えました。介護保険に係る国の負担額が3兆円を超えていることからわかるように、この背景には政府・財務省からの支出抑制が要請されていることが理解できます。また政府は次年度の報酬改定に向けて2018年から各事業の実態調査を実施してきました。児童発達支援・放課後等デイサービス・就労継続支援B型などがその対象となっています。これは明らかに支出を抑制するための実態調査であることがわかります。「食事提供加算」「送迎加算」「施設外就労加算」などがその対象としてあげられています。今回の報酬改定ではこれらの加算を縮小又は廃止することを視野に入れて議論が進められています。私たちはこれに対して、しっかりと対応していかなければなりません。利用者・ご家族様、地域住民の方たちそして職員の生活を守るため、声をあげていきます。

【2020年度の総括】

児童部門は、新型コロナウイルスの影響を大きく受けた1年となりました。4月から5月にかけて稼働率50%台と予算を大きく下回る結果となっています。この間、現場職員の奮闘により、放課後等デイサービスは稼働率80%台まで回復させることができました。その一方で児童発達支援センターは、人材確保と利用者獲得を計画的に実践することができず稼働率55%台で推移する結果となっています。児童部門は、人材確保が大きな課題となっており、現在も必要人員を確保するために人事部から協力をいただきながら進めているところです。児童発達支援の新規利用者獲得と並行しつつ、次年度へ向けた活動を実践していきます。

就労部門は、長い時間を要してしまいましたが登録者を24名まで獲得することができました。目標としている26名まであともう少しのところまでできています。ここで気を緩めることなく利用者獲得を進めています。また利用者の増員に伴い、施設内での作業量を増やすべくサービス管理責任者が中心となって関連企業等から新規受託作業をいたくために奮闘しています。今年度末までに登録者数26名を達成し、次年度の次の目標である定員30名にすべく職員一丸となって邁進していきます。

【運営方針】

1. 工房歩歩（稼働率 70%）及び多機能型就労支援事業所として古川（稼働率 85%）達成するため、計画的に利用者を獲得します。
2. 児童発達支援（稼働率 80%）及び放課後等デイサービス（稼働率 87%）を達成するため、計画的な人材の確保と経営の安定化を図ります。
3. 地域における相談の拠点として、相談支援事業の安定した運営及び経営を行ないます。
4. 大崎圏域における自立支援協議会を核とした地域福祉の発展のために関係機関と連携した運営を行ないます。
5. 介護・保育・障害福祉の発展のため、社会保障運動を積極的に推進します。
6. 法令を遵守します。
7. 各事業所の必要利益を達成し、障がい事業全体での資金収支±0円を目指します。

高齢者福祉施設「宮城野の里」

2020年度は全国的な新型コロナウイルスの感染拡大があり、利用者・入居者の皆さん、職員とともに、施設内での感染対策に取り組んできました。一刻も早くワクチンが希望者に行き届き、治療薬が開発され、以前の暮らしを取り戻せる日が来ることを願っています。

介護報酬改定では、「感染症や災害への対応力強化」をはじめ、5つの重点課題が示されています。感染症や災害が発生した場合であっても、利用者に必要なサービスが安定的・継続的に提供される体制を構築するために、日常からの備えと業務継続に向けた取り組みを進める必要があります。業務継続計画（BCP）の策定と研修・訓練の実施が求められています。感染症・災害対策委員会にて検討を進め、日ごろからの必要な準備を進め、入居者・利用者の皆さんの介護を受ける権利と健康を守ります。その他、地域包括ケアシステムの推進や、科学的介護の推進などが並びます。報酬改定を機に質の改善を進め、利用者される皆さんのニーズにこたえる取り組みを進めます。

今年度は施設長交代の人事があります。引き続き、出来る限り在宅での暮らしの継続をしたいという願いにこたえる事業運営を進めます。

1. 目標

- ① 利用者様、入居者様の望む生活を支えます。
- ② 地域に貢献できる施設を目指します。
- ③ 誰もが安心して利用できる社会保障制度の実現を求め、社会保障活動に参加します。
- ④ 経営・職員体制含め、安定したサービスを提供できる体制の構築を図ります。

2. 具体的な取り組み

- ① 事業所、部門、委員会にて、事業計画に沿った具体的な取り組みを実践します。
- ② 職責者が中心となりケアプランの学習会を開催し、ケアプランに沿った日々の実践に繋がります。
- ③ 田子のまちと協同で地域活動に参加し、要望を伺うと共にそれに応える取り組みを行います。
- ④ 社会保障委員会、職責者を中心に情勢の学習や署名活動などに取り組めます。
- ⑤ 職責者、事務部門を中心に経営の視点を持ち職員が経営に参加できる取組を進めます。

【福田町デイサービスセンターⅠ】

1.目標

- ①コロナ禍の中、感染症対策に取り組みながら、利用者様お一人おひとりが「ここに来て良かった」と安心して利用でき、QOLが維持・向上できるデイサービスを目指します。
- ②チームで情報共有するための仕組みとして、ヒヤリハットに気づく視点を持ち、検討し、利用者様への統一したケアを目指します。
- ③目標稼働率 90% （実人数 88 名以上目標）

2.具体的取り組み

①に対して

- ・感染症対策に取り組みながら、利用者様が選択できる活動の充実を図り、生活意欲の維持・向上に向けて取り組みます。
- ・科学的介護加算の取り組みを具体化するために、利用者様が機能訓練に対して、どのようなニーズを持っているか職員間で共有し、実践に向けて取り組みます。
- ・密を避ける対策に取り組みながら、利用者様が安全に過ごせる様、環境整備を整えます。

②に対して

- ・ヒヤリハット、事故発生等に対し、どのように考えるかの視点、ツールを活用し検討することで、チーム全体の統一したケアを実践します。

③に対して

- ・1日利用平均 27 名以上、新規利用者月 5 名以上を目指します。
- ・稼働を上げる事と利用者様の満足度を高める事は必要不可欠である事から、職員それぞれの役割をしっかりと発揮し、介護職員は、利用者様の満足度を高める為の具体的取り組み、生活相談員は、外部事業者への発信（FAX,電話連絡等）をこまめに続け、信頼していただける関係づくりを築き、多くの方に選んでもらえる事業所になれるよう、チーム一丸となって、利用者獲得に向けて取り組みます。

3.①年間行事計画

| 月 | 行事 | 会議学習内容 | 予算 |
|----|-------|------------------|--------------------|
| 4 | | 理念学習・通所介護とは？ | 5,000 |
| 5 | | ケアプランと個別援助計画について | 5,000 |
| 6 | | 緊急時の対応（事故発生時の対応） | 5,000 |
| 7 | 家族懇談会 | 食中毒予防・感染症対策 | 5,000 5,000（ⅠⅡ共有） |
| 8 | | 倫理・法令順守・個人情報の保護 | 5,000 |
| 9 | 敬老会 | 身体拘束・虐待防止について | 30,000（ⅠⅡ共有） 5,000 |
| 10 | | 認知症ケア① | 5,000 |
| 11 | | 認知症ケア② | 5,000 |
| 12 | 忘年会 | 緊急時の対応・感染症対策 | 10,000（ⅠⅡ共有） 5,000 |
| 1 | | 認知症ケア③ | 5,000 |

| | | | |
|---|----------|--------|-----------------------|
| 2 | 節分/家族懇談会 | 認知症ケア④ | 5,000 5,000 (I II 共有) |
| 3 | | 認知症ケア⑤ | 5,000 |

②研修

| | | |
|---------------------|----|-----------------|
| 認知症実践者研修 (I II 共有) | 2名 | 3,500×2名分=7,000 |
| 認知症リーダー研修 (I II 共有) | 1名 | 10,000 |

【福田町デイサービスセンターⅡ】

1.目標

- ① コロナ禍の中、感染症対策に取り組みながら「自分らしく 安心して 暮らし続けられる居場所」となるように、居心地の良い雰囲気作り、利用者様個々に応じた対応を行ないます。
- ② 専門性ある認知症ケアを実践し利用者様の認知症状進行の予防や緩和に努めます。
- ③ ご家族様、介護支援専門員、包括と協力し地域の各事業者との連携を図り、地域資源との繋がりを保ちながら、信頼され評判の高いデイサービスを目指します。
- ④ 目標稼働率 70% (実人数 25名目標)

2.具体的取り組み

①に対して

- ・利用者様のご様子について情報共有する為に、日々のミーティングを行います。
- ・体調変化に早期に気づける為に、表情や行動、些細な仕草の変化の観察、午前・午後2回のバイタルチェックを実施します。
- ・感染症対策に取り組みながら、設え・環境整備においては、利用者様個々に応じた空間を作ります。

②に対して

- ・専門性ある認知症ケアを実践する為に、毎月学習会を行ない、認知症の理解を深めます。
- ・チーム全員で利用者様、ご家族様の背景を知り、理解を深め、自宅での暮らしの状況を把握し、情報収集に努め、分析・計画してケアの統一を図ります。
- ・内部研修・外部研修へ積極的に参加します。

③に対して

- ・利用者様、ご家族様の背景を知り、理解する中で、ご自宅での暮らしを把握します。
- ・認知症ケアについての知識や介護方法等、ご家族様へアドバイスします。
- ・居室内介助、衣類預かりと洗濯サービス、短時間利用等、その他の利用者様、ご家族様のニーズに合わせた柔軟な対応を目指します。
- ・ご家族様の気分転換と情報共有の場となるように、家族懇談会を年2回以上開催します。
- ・提供しているサービス内容等を明らかにし、地域に開かれたデイサービスとなるよう

に、運営推進会議を年2回開催します。

- ・連絡帳には、その日の活動内容や表情等の変化を詳しく伝えて、ご家族様の安心に繋がります。

- ・毎月広報誌を発行して、ご家族様や介護支援専門員等の各関係者に、利用者様のご様子、魅力ある活動のご様子、認知症ケアの取り組みの紹介、事業所のセールスポイント等を伝えます。

お試し利用の際は、満足のいく一日を過ごして頂ける様に準備して、利用につながるように努めます。

④ に対して

- ・1日利用平均8.4名以上、新規利用者月1名以上を目指します。

3.①年間行事計画

| 月 | 行事 | 会議学習内容 | 予算 |
|----|------------------------|------------------|-------------------------|
| 4 | 誕生会 | 理念学習・通所介護とは？ | 5,000 |
| 5 | 誕生会 | ケアプランと個別援助計画について | 5,000 |
| 6 | 誕生会 | 緊急時の対応（事故発生時の対応） | 5,000 |
| 7 | 誕生会 第1回家族懇談会・運営推進会議 | 食中毒予防・感染症対策 | 5,000 5,000（I II 共有） |
| 8 | 誕生会 | 倫理・法令順守・個人情報の保護 | 5,000 |
| 9 | 敬老会・誕生会 | 身体拘束・虐待防止について | 30,000（I II 共有） 5,000 |
| 10 | 誕生会 | 認知症ケア① | 5,000 |
| 11 | 誕生会 | 認知症ケア② | 5,000 |
| 12 | 忘年会・誕生会 | 緊急時の対応・感染症対策 | 10,000（I II 共有） 5,000 |
| 1 | 誕生会 | 認知症ケア③ | 5,000 |
| 2 | 誕生会 第2回家族懇談会・運営推進会議 | 認知症ケア④ | 5,000 5,000（I II 共有） |
| 3 | 誕生会 | 認知症ケア⑤ | 5,000 |

②研修

| | | |
|--------------------|----|-----------------|
| 認知症実践者研修(I II 共有) | 2名 | 3,500×2名分=7,000 |
| 認知症リーダー研修(I II 共有) | 1名 | 10,000 |

【短期入所生活介護施設福田町】

1.目標

- ①気持ちよく過ごしていただけるよう取り組みます
 - (1)利用者様の身体・精神状態に合わせた声掛け・対応をしていきます
 - (2)楽しいと感じていただける時間を増やしていきます
- ②必要な情報が正確に伝わる申し送りの仕組みを整えます
- ③お荷物の数え間違いや忘れ物、返し間違いを減らします
- ④目標稼働率 98.5%

2.具体的取組み

- ①－(1)について
 - ・気持ちに余裕がない時も利用者様に合わせた丁寧な声掛けができるよう、声掛けについての学習を通して、自分たちの対応を振り返る場をつくり、実践につなげていきます。
 - ・傾聴・共感・受容について正しく理解し、話を聴く技術を身につけ、対応していきます。
 - ・認知症についての学習を継続し、その方を理解しようとする姿勢を保ち、混乱や不安に寄り添った対応をします。
- ①－(2)について
 - ・どのように過ごしたいか、興味があることを伺い、利用中のご様子を観察していく中で楽しみにつながっていくことがないか情報を集め、実践していきます。
 - ・1人で楽しむこと、複数の方で楽しめること等、利用者様の好みやその場の雰囲気に合わせて活動が行えるよう、準備を整えます。
 - ・満足度調査を実施し、改善点をより明確にして取り組みます。
- ② について
 - ・申し送り表の更新方法や追加する項目などを検討し、正確な申し送りができるようにします。
 - ・情報の取捨選択を正しく行い、いつ、何があり、どのように対応したのか、その後の経過、今後の予測や注意点の申し送りを実践していきます。
 - ・気づいたことはその場でできる限りの対応をしてから次の勤務者に申し送り、課題の早期解決を図ります。
- ③について
 - ・入所時の荷物確認の方法を検討し、取り組みます。
 - ・忘れ物チェック表の見直しを行います。
- ③ について
 - ・安定した稼働となるよう、居宅介護支援事業所との連絡を密にとり、空床案内については、現在利用されていない事業所にも積極的に情報提供していきます。

- ・ご希望日の利用が難しい場合でも他の日程を提案してみる等の利用につながるような案内をしていきます。
- ・毎月定期的にご利用していただける新規の利用者様を1～2名獲得していきます。
- ・長期的なご利用を月に3～4名確保できるようにします。
- ・田子のまちへ入居希望の方は、田子のまちと連携し、長期的なご利用に確実につなげていくようにします。

3.年間計画

①行事

| 月 | 行事 | 予算 |
|----|--------|--------------------|
| 4 | お花見 | おやつ：4,500円 |
| 5 | おやつ作り | 材料費：3,000円 |
| 6 | おやつ作り | 材料費：3,000円 |
| 7 | 夏祭り | 花火・おやつ：8,000円 |
| 8 | 流しそうめん | |
| 9 | 敬老会 | 記念品：13,000円 |
| 10 | カラオケ大会 | |
| 11 | カラオケ大会 | |
| 12 | 忘年会 | 利用者様へのプレゼント：9,000円 |
| 1 | 新年会 | 絵馬作成：3,000円 |
| 2 | 節分 | 材料費：2,000円 |
| 3 | ひな祭り | |

②学習

| 月 | 会議学習内容 |
|----|-----------------|
| 4 | |
| 5 | 接遇・コミュニケーション |
| 6 | 倫理・法令遵守・個人情報の保護 |
| 7 | 食中毒予防・まん延防止 |
| 8 | 身体拘束 |
| 9 | 2021年度上半期振り返り |
| 10 | 非常災害時対応 |
| 11 | 事故発生予防・再発防止 |
| 12 | 感染症予防・まん延防止 |
| 1 | 2021年度総括・次年度計画 |

※認知症の学習は1年通して行います

③外部研修

介護職員初任者研修（山田） 120,000 円

認知症実践者研修 1名 30,000 円

4.購入希望品

- ・レースカーテン
- ・センサー(足元、背面)
- ・L字柵
- ・WC、居室のカビの修繕

【ケアハウス宮城野の里】

1、目標

- ① 「安心」と「生きがい」をもち、自立した生活を送れるよう支援します。
- ② ご本人、ご家族の意向に沿い、ケアハウスで生活が継続できるような仕組みづくりに取り組みます。

2、具体的な取り組み

(ア)について

- ・お一人おひとりへの目配り気配りを十分に行い、対話の機会を確保する。対話により変化や悩みを把握し早期に対応します。
- ・朝の健康観察を継続し1人ひとりの心身の状況を把握することで体調の変化に早期に気づき対応します。
- ・自主性とプライバシーを尊重し安心して健康で生活を送れるよう支援します。
- ・季節ごとに楽しみを持てる様な行事を企画し、閉じこもりを防止します。
- ・他事業所と報連相をしっかりと行い、介護予防や安全に過ごせるお部屋作りを行います。

② について

- ・介護保険で対応が難しい支援について、ケアハウス独自のサービスを明確化します。
- ・契約書の見直しやケアハウス独自有料サービスについて検討をします。

3、予算

| 月 | 行事 | 予算 | 学習 |
|----|------------|----|-----------|
| 4月 | お花見さんぽ | | 利用料算定について |
| 5月 | 茶話会 | | 身体拘束防止 |
| 6月 | 懇談会 | | 食中毒予防 |
| 7月 | 茶話会 | | 熱中症予防 |
| 8月 | ビアパーティー(仮) | | 虐待防止 |

| | | | |
|-----|---------------|--|-----------------|
| 9月 | 敬老会 | 米寿3名の方へ記念品 9,900円 (3,300×3)、飲み物代 5,000円 | 行方不明者捜索 誤嚥防止 |
| 10月 | 懇談会 秋のドライブ | 食事代 (500円×2=1,000円) | 感染症予防・対策 |
| 11月 | 芋煮会 | | |
| 1月 | 新年会 | 30,000円 | |
| 2月 | 豆まき 懇談会 | 3,000円 | |
| 3月 | ひな祭り会 | | |

備品購入・修繕

- ・ CD ラジカセ 10,000円
- ・ 食堂ブラインド
- ・ 共用部洗濯場の壁
- ・ 血圧計 10,000円

【居宅介護支援 宮城野の里】

1. 目標

- ① 地域に開かれ、選ばれる介護の相談窓口・事業所を目指します。
- ② 特定事業所として、事業所並びに個々のケアマネジメントスキルの向上を図ります。
- ③ 特定事業所として、地域のケアマネジメント機能向上の取り組みを行います。
- ④ ケアプランは、常勤換算一人あたり予防含めて 35 件、全体で 184 件を目指します。

① のために

- (ア) 丁寧で親切的な対応や、説明の解り易さの向上を図ります。
- (イ) サービス選定時の支援を適切に行い、中立公正なケアマネジメントを確保します。
- (ウ) エリア訪問を定期的に行い、関係機関との顔の見える関係を作ります。
- (エ) ヒヤリ・ハッと事例をできるだけ多く集め、事故・苦情の発生を防ぎます。

② のために

- (ア) 毎週1回、事業所内で、全職員の主体的な参加による効果的な会議を運営します。
- (イ) 毎週1回、事業所内で、支援困難ケース等に関する事例検討会を開催します。
- (ウ) 担当ご利用者様に関する情報伝達、他職員担当ご利用者様の情報把握に努めます。
- (エ) 担当不在時の相談援助や連絡調整を適切に行います。
- (オ) 他職種、他事業所との連携を密にします。
- (カ) 医療との連携を強化します。(入退院時、ターミナル期、平時からの情報伝達等)
- (キ) 介護連携等に医療伴い増加中の調整・記録頻度に対応する為、ICT化を推進します。

- (ク) 各ケアマネジャーのスキルに合わせた個人別研修を計画的に実施します。
- (ケ) 必須法定研修は、効果を高める為、年度初めに時間を確保して集中的に実施します。
- (コ) 外部研修に参加した職員は、学んだ知識や技術を職員全体へ確実に伝達、共有します。

③ のために

- (ア) ケアマネジャー常勤換算 1 名当たりの担当数の上限を 35 名として余裕を持たせ、支援困難ケースを常時受け入れられる体制を確保します。
- (イ) 緊急時の相談は 24 時間受付、必要に応じて緊急訪問等対応できる体制を確保します。
- (ウ) 地域包括支援センター等が実施する事例検討会等に積極的に参加します。
- (エ) 他法人の居宅介護支援事業所と共同で事例検討会、研修会を実施します。
- (オ) 介護支援専門員実務研修への協力体制を確保します。

2. 年間行事・研修等

| 時期 | 行事 | 場所 |
|------|-------------------|-----|
| 毎週木曜 | 定例会議、事例検討会（困難事例等） | 事務所 |
| 4 月 | 必須法定研修会 | 事務所 |
| 10 月 | 他法人と共同の事例検討会 | 会議室 |
| 11 月 | 意向満足度調査 | |
| 12 月 | 育成面談 | 会議室 |
| 1 月 | 事業所自己評価 | |

3. 購入物品等

予防システム 5 機、タブレット、カーテンクリーニング、サーキュレーター 1 台
 研修代：更新Ⅱ 2 名、更新Ⅰ 1 名

【福田町地域包括支援センター】

1. 目標

地域の実情把握と関係機関との連携に努め「年を重ねても安心して暮らせる地域」を目指し、コロナ禍で包括に何ができるのかをチームで考え進めていきます。また、介護保険や総合事業では、職員が専門職としての質を向上させ、利用者様がその方らしい生活が継続できるように支援していきます。

2. 具体的な取り組み

① 早期の相談に結びつけるために

- ・相談先としての包括の周知をできる限り行います。
- ・相談を積極的に介護予防プランや介護予防ケアマネジメントに繋げていきます。

- ② 認知症の当事者や家族支援のために、また認知症の理解を地域に広めるために
 - ・認知症カフェを、会場を替えて行います。
 - ・認知症サポーター養成講座や介護予防教室を開催し、認知症の普及啓発を進めます。
 - ・認知症ケアパスを見直し、地域への普及に努めます。
 - ・「認知症の人と地域を支える会」を通して、地域密着型事業所等との連携を行い、地域の繋がりを広げていきます。
- ③ 地域の実情把握と地域における支え合いの体制作りのために
 - ・可能な限り、地域活動や各関係団体の会議などに参加し、支援が必要な所には支援していきます。
 - ・包括ケア会議は各小学校区（3回）と全体会（1回）を開催します。
それぞれの会議が連動して地域づくりに向けて機能できるように努力します。
 - ・地域ケア（個別）会議を開催し、個別の課題を地域への課題ととらえ、支援していきます。
 - ・広報誌を年6回作成しPRに努め、包括の周知を行います。
- ④ ケアマネ支援のために
 - ・ケアマネ学習会を宮城野区の包括と合同で年4回企画、ケアマネカフェや研修会を高砂包括と合同で行います。
 - ・支援困難事例に対して地域ケア(個別)会議を開催することで、支援の方向性の整理や多職種連携などケアマネ支援に繋がります。
- ⑤ 権利擁護の普及啓発のために
 - ・年2回研修会を開催します。地域の方に多く参加してもらえる様PRを行います。
今年度はリモートでできる様な取り組みも行いたいと考えています。
 - ・消費者被害についての啓発を行います。
- ⑥ 介護予防の普及啓発のために
 - ・介護予防教室を年20回、会場を考慮して開催していきます。(コロナ感染症の流行の状況を見ながら)
 - ・介護予防自主サークルや地域の運動教室の支援をしていきます。
- ⑦ 職員の質の向上のために
 - ・専門職としての質向上とスキルアップに繋がる内容の研修に参加します。
 - ・研修や会議を通して他の専門職の仕事を知ること、チームとしての質の向上を目指します。
- ⑧ その他
 - ・会議や委員会などの機会を通して、地域の状況や課題、地域の事業所の状況等の情報などを情報提供し、法人や施設と連携を図っていきます。

3. 年間計画と予算

①地域支援事業関係

| | 計 画 | 予算項目 | 金 額 | |
|---|-------------------------|------------------------|---------------------------------|---|
| 1 | 介護予防教室 年間 20 回 | 講師代 会場費 お茶・材料費等 | 190,000 8,000 円 25,000 円 | 1 回 31,429 円 の実績加算あ り。 (628,580 円) |
| 2 | 包括圏域会議 年間 4 回 | 会場費 お茶・材料費等 | 6,000 円 10,000 円 | 1 回 10000 円 の実績加算が あり (40,000 円) |
| 3 | 地域ケア個別会議 年間 3 回 | 会場費 | 6000 円 | |
| 4 | 認知症カフェ 年間 10 回 | 会場費 お茶・材料費等 講師謝礼 | 8,000 円 20,000 円 12,000 円 | |
| 5 | 権利擁護学習会 年間 2 回 | 会場費 講師代 | 4,000 円 24,000 円 | |
| 6 | 地域活動（健康教室・茶話 会等）への支援 | 講師・お茶代等 | 20,000 円 | |
| 7 | 認知症の人と地域を支え る会年 2 回 | お茶代 | 3,000 円 | |
| 8 | ケアマネの集い | 年会費 会場費・お茶代等 | 2,000 円 3,000 円 | |
| | | 計 | 341,000 円 | |

②その他

| | | | | |
|----|----------------|--|----------|--|
| 9 | 全日本・仙台市包括協議会会費 | | 35,000 円 | |
| 10 | 病院訪問・研修等交通費 | | 36,000 円 | |

※主任ケアマネ更新研修（行う場合） 1 名 33,000 円

※新しい職員のパソコンやワイズマン等の備品

食養部門

1. 目標

- ① 各事業所の利用者、入居者様に喜んでいただける食事作りを目指します。
- ② 安全で衛生的な職場環境を作ります。
- ③ コスト管理を徹底します。

2. 具体的な取り組み

- ① デイサービスの利用者様には、その日の状態に合わせて、食形態の変更にも迅速に対応し、利用者様が安心して食事を召し上がる事で栄養状態の維持、向上、改善に繋がられるように対応します。
ご家族様には、食事の不安を少しでも解消できるように相談に応じ、適切な助言ができるように努めます。
- ② ケアハウスを住まいとされる入居者様に、メニューが日々新鮮に感じられるように、マンネリ化しないような目でも楽しめるような献立にします。
退院時には病院の管理栄養士と連絡を取り退院後の食事療養ができるようにします。
必要に応じて栄養相談の機会を設け、健康維持ができるよう支援します。
- ③ ショートステイ利用者様には、家庭と同じような食生活で過ごせるように、利用者様に合わせた主食・食事形態の食事を提供します。
長期滞在利用の方には、食事摂取量などの情報を介護職員と共有し、低栄養などの疾病予防に努めます。
- ④ 利用者、入居者様に喜んでいただける行事食を、各事業所と協力して実施していく。
- ⑤ 配膳などの時に利用者・入居者様の食べているところに伺い、食事についての感想や食べたい料理などについてお聞きします。
- ⑥ 施設で食べる食事についての役割・意義について勉強会を行います。
- ⑦ 嚥下調整食の勉強会を行います。
- ⑧ 緊急時に業務継続するための計画を立てておく。
- ⑨ 年間の掃除計画を作成して、大掃除を実施します。また、日々の清掃も掃除表に合わせ毎日行います。
- ⑩ 食材の納品時の温度管理と品質管理及び記録を徹底します。
- ⑪ 季節ごとに安価で新鮮な食材を購入し、季節感を感じられる食事の提供に心がけます。

I 長期入居部門

1、目標

実現の場・やすらぎの場・集いの場を目指します。

2、具体的な取り組み

- ①入居者の皆様が健康でいられるよう、感染対策を徹底して行います。
- ②ご家族のお力添えをいただきながら、入居者の皆様の暮らしのお手伝いをします。
- ③知り得た情報は関係部署へ確実に申し送りをします。
- ④事故の要因を追求し、対策・チームアプローチを図ります。
- ⑤高齢者介護に対する知識や技術を高めます。
- ⑥ユニット全職員が課題を見過ごさず、進んで課題解決に取り組む姿勢を持ちます。

【相談員】

1、目標

入居者・ご家族が安心して入居できる特養を目指します。

2、具体的取組

- ①実態調査の際には、入居されてからの過ごし方や料金など細かなところも説明し、入居がスムーズに運べるようにします。
- ②公平な入居が進められるよう、受け入れる側の環境や対応についても検討します。
- ③利府町保健福祉課の担当職員にも参加していただき情報収集や、助言をいただきます。
- ④入居者の情報を他部署と共有することで、これまでと同じ暮らしのお手伝い出来るよう努めます。

【施設ケアマネジャー】

1、目標

入居者の自立支援（自己決定の尊重・残存能力の活用・生活（サービス）の継続性の尊重）を念頭におき、本人主体のケアプラン作成に努めます。

2、具体的取組

- ①3カ月毎のモニタリングの際、ケア記録を確認します。
- ②他職種・ご家族より情報を収集し共有します。
- ③認知症・権利擁護等に関する外部研修に参加します。

【ユニットリーダー】

1、目標

働きやすい環境づくりに取り組みます。

2、具体的取組

- ①話やすい、相談しやすい会議になるように運営します。

- ②リーダー会議にて各部署の報告やリーダー同士が抱えている悩み、施設全体で改善しなければならない問題を話し合い解決します。課題について積極的に意見を出し合い、より働きやすい環境づくりに努めます。
- ③ご家族からの意見や大きな事故に関して報告し、原因や対策など情報共有をして話し合います。
- ④職員へ新しい情報を伝えるため外部の研修へ参加し、リーダー会議やユニット会議内で内容の周知を行います。
- ⑤会議内で勉強会を開催します。
- ⑥各職員へ能力に合わせた助言や教育が出来るように情報の伝達、説明能力、判断力向上に努めます。
- ⑦情報を共有しユニットの問題や改善すべき点を話し合います。また定期的に振り返りを行い、課題への解決に繋がります。

II ショートステイ

【相談員】

1、目標

- ・利用者、ご家族が安心して利用することができるケアと環境を提供します。
- ・ケアマネジャーに選んでもらえ、安定した稼働を維持します。

2、具体的取組

- ①ご自宅でのケア方法や環境等をできるだけ正確に確認し、情報を迅速に（口頭・メール）伝え、他職種とチームになってケアを提供します。
- ②初回利用状況を退所日にケアマネジャーへ報告し、モニタリング前に情報共有を行います。
- ③ケアマネジャーへ利用状況が具体的に伝わる報告書を毎月作成します。
- ④1人1人の生活スタイルや楽しみ等を確認し、利用中も自分らしい生活が継続できるように支援します。
- ⑤ご利用の様子が伝わる写真の提供や記録を作成します。
- ⑥積極的にコミュニケーションを図り（送迎や日々の電話連絡の際）、家族の思いを理解しながら関係作りに努めます。
- ⑦ご利用時の様子を日頃から丁寧に報告し、苦情を未然に防ぎます。
- ⑧ご本人・ご家族の訴えの真意を考え丁寧に対応していきます。
- ⑨その方にあった環境整備を行い、事故防止に努めます。
 - ⑨ 苦情や事故発生時には迅速に事実確認・原因の分析を行い具体的な対策を検討します。

Ⅲ デイサービスセンターの実

1、目標

- ・ゆとりある豊かな時間を体験できるように環境を整え、利用者一人一人の意向に沿ったケアの実現を目指します。
- ・余暇活動やレクリエーション、行事等を通して、楽しみのある活動の提供と適度な運動を行って身体機能を維持できるよう支援します。

2、具体的取組

① 利用者の QOL

- ・利用者の生活の質向上を目指すため、個別機能訓練や生活リハビリに積極的に取り組みます。
- ・入浴や排泄介助時には利用者の羞恥心に配慮した対応や声掛けを行い、利用者の自尊心を守ります。

② 情報共有

- ・利用者の状態やサービス内容の変更点など、情報共有を密にして、どのスタッフが支援しても同一な支援が出来るようにスタッフ間の意思統一を図ります。
- ・家族や担当ケアマネジャー、他の事業所と連携を図りながら、利用者の体調管理や情緒の安定を図れるよう取り組みます。

③ 苦情・事故

- ・転倒や誤嚥などの介護事故に対してのリスクマネジメントの学習を行います。ヒヤリハット事例を通して事故を未然に防ぐ取り組みを行います。
- ・苦情に対しては真摯に受け止め、速やかに解決策や対応の検討を行います。早期に報告を行い、以後の再発防止に努めます。

Ⅳ 各部門

【食養】

1、目標

- ・コロナ禍でも入居者・利用者が四季を感じ楽しめるような食事・行事を提供します。
- ・コミュニケーションを取りながら、安心・安全を意識し日々の業務を行います。

2、具体的取組

- ①他職種連携のもと意見を交換し、入居者ひとりひとりの生活史に寄り添った食事を提供できるよう努めます。
- ②いただいた食事へのご意見や嗜好調査、咀嚼・嚥下機能を踏まえながら日々の楽しみとなるような献立となるよう努めます。
- ③意見交換を行い、それぞれの意見を尊重し合うことでよりひらかれた職場環境作りに努めます。

3、行事予定

- ・食養部門会議の開催（1か月に1度）
- ・行事食の提供

【医務】

1、目標

- ・入居者、利用者が安心、安全、健康で暮らしていけるよう援助していきます。
- ・ご家族が医療上の事を相談しやすい環境を整えていきます。

2、具体的取組

- ①他職種とコミュニケーションをとり入居者、利用者の情報共有に取り組みます。
- ②嘱託医と連携を取り常に相談できる関係を築きます。
- ③入居者、利用者の状態変化時、事故などの時十分な説明を行います。
- ④医療的アドバイスを行っていきます。
- ⑤予防接種が円滑に行えるよう努めます。

3、行事予定

- ・医務会議を定期的に行います。
- ・緊急時対応ができるよう、少人数の救命講習を行います。

【機能訓練】

1、目標

- ・入居時及び、少なくとも3か月に1度、個別機能訓練計画書の作成・説明を行います
- ・利用者の心身機能に合わせた生活支援の提案やサービス提供をしていきます。

2、具体的取組

- ①他職種と情報を共有するために、ユニット会議へ参加します。
- ②利用者に関する記録を詳しく入力します。
- ③都度、評価結果の報告やその後どうしていくかを他職種と相談し、利用者の生活に反映できるようにしていきます。
- ④定期的に個別機能計画書を作成し、ユニット職員の協力や郵送、面会時の直接説明にて、ご家族に機能訓練の視点での利用者様の状況もお伝えしていきます。
- ⑤必要な方には、福祉用具の使用や居室環境、車椅子調整などの環境調整から関わることで安全・安楽な生活が送れるようにします。

【事務】

1、目標

- ・利用者・職員・ご家族から信頼される事務職員を目指します。
- ・事務職員として必要な知識のスキルアップを図ります。

2、具体的取組

- ①経営状況について職責・リーダーに伝えて共有し、今後の経営方針についての検討・提案を行います。
- ②修繕情報等を共有し、少しでも早く対応します。必要に応じて他職種とも情報共有します。
- ③施設の窓口として、接遇に気を付けた対応を行ないます。年度内で自分自身の接遇の振り返りを行ないます。
- ④ご家族からの問い合わせに対し素早く対応できるように、日々変化する情報の収集に努めます。
- ⑤オンライン研修への参加等を含め、必要な知識を深めるように努めます。

【LSA(ライフサポートアドバイザー)】

1、目標

町営住宅に住む高齢者世帯の方々に必要なサポートができるよう、利府町と連携を図ります。

2、具体的取組

- ①葉山シルバーハウジングとその他の利府町営住宅への訪問を行い、入居されている方の健康と生活状態を確認し、毎月利府町へ報告します。
- ②年4回、利府町都市整備課、保健福祉課、地域包括支援センターとのLSA定例会議に参加し情報共有を図ります。
- ③様々な相談に対応できるよう、介護保険をはじめとする制度関係やインフォーマルな社会資源等の知識を高めます。
- ④訪問日に不在の方には、おたよりを投函し、いつでも相談できるような環境を作ります。

【ボランティアコーディネーター】

1、目標

入居者の生活が豊かになるようにします。

2、具体的取組

- ①ボランティアと協力しながら、今できることを考えていきます。
- ②オンラインを活用し、楽しみや生きがい等が感じられるような工夫をしていきます。
- ④ 多職種と情報を共有し、利用者の楽しみを見つけていきます。

V 風の音サテライト史

1、目標

地域、家族に愛される施設にしています。

2、具体的取組

- ①ご家族と日頃の情報共有を行い、協力体制を作ります。
- ②本人、ご家族の意向を確認しながら取り組みます。
- ③職員間の挨拶や声掛けを増やし、協力ユニット間の協力体制を作ります。
- ④入居者の状態変化に合わせ、柔軟に職員を配置できる体制を作ります。
- ⑤必要時、内部学習会を開催します。
- ⑥必要時、外部研修へ参加します。
- ⑦感染状況に合わせ、予防対策を実施します。

【施設ケアマネジャー】

1、目標

現状と今後の生活について確認できる話合いの場を作ります

2、具体的取組

- ①話合いで使用する資料について、必要時わかりやすい物へ変更を行います。
- ②伝えるだけの内容と検討すべき内容を分けて確認します。
- ③ご家族の意向を聞き取りながら一緒に考えていきます。
- ④必要時、嘱託医に相談しご家族との話し合いの場を作ります。
- ⑤外部研修に参加し、コミュニケーション技術の向上に努めます。

2021年度年間計画予定

| | 施設・地域 | 委員会 | 学習会 | 長期入居部門 | 短期入所部門 山吹 | 通所部門 木の実 | サテライト史 |
|-----|--|---|---|-----------------------------|-----------------------|---------------|----------------------|
| 4月 | 辞令交付式 避難訓練 LSA定例打合せ 町内会総会 葉山保育園入園式 | *各委員会月1回定期開催 *入居判定委員会随時開催 *事対：毎月車いす点検 安衛：職場巡回、腰痛予防ベルト配布 食中毒・感染症予防及びまん延防止検討委員会 事対：ベッド点検 医務：胃ろう交換 | 管理者：防災について | お花見 食事会 居酒屋 | 母の日用カー ネーション飾り作り | お花見茶会 | おやつ作り お茶会 |
| 5月 | ご家族事業報告会 入居者定期健診 | 安衛：職場巡回 事対：杖・歩行器点検 社保：財政活動・国会要請行動 リーダー：マニュアル見直し 医務：入居者検診 | 事対：搜索訓練 | 菖蒲湯 おやつ作り | キャラクター ポーチ作り | 足湯会 | 端午の節句 |
| 6月 | 町内会清掃活動 | 安衛：職場巡回 事対：手すり点検 社保：平和行進 ボラ：施設周辺ゴミ拾い 広報：広報誌発行 | 生活：食中毒 予防について | 食事会 たこ焼きパー ティー | おやつ作り | 手作りおやつ | あやめ園外出 |
| 7月 | 前期職員健康診断 LSA定例打合せ 町内会清掃活動 | 安衛：職場巡回 食中毒・感染症予防及びまん延対策委員 会 事対：椅子・テーブル点検 社保：財政活動、原水禁壮行会 | 事対：身体拘 束廃止につい て | 七夕 流しそうめん | 花火大会 | 七夕 | 七夕 |
| 8月 | | 安衛：職場巡回 事対：ナースコール点検 生活：マニュアル見直し 社保：原水禁世界大会 | 安衛：ターミ ナルケア・精 神的ケアにつ いて | 花火大会 スイカ割り かき氷 | 風鈴作り | 夏祭り | 夏祭り 風の音ふれあ い祭り |
| 9月 | 全職会議 事業計画中間報告書作成 | 安衛：職場巡回 事対：ベッド点検 食養・生活：嗜好調査 社保：財政活動、原水禁報告会 | 医務：医療関 係について | 敬老会 個別外出 | 藍染体験 | 敬老会 | 敬老会 |
| 10月 | 避難訓練・消火訓練（夜間 想定） LSA定例打合せ | 安衛：職場巡回 食中毒・感染症予防及びまん延対策委員 会 事対：杖・歩行器点検 医務：胃ろう交換、入居者検診 広報：広報誌発行 | 事対：搜索訓 練（夜間想 定） | 個別外出 居酒屋 芋煮会 ハロウィン | ハロウィン リース作り | 秋の運動会 | ハロウィン |
| 11月 | 職員面談 レットトライヘルス ストレスチェック インフルエンザ対策開始 | 安衛：職場巡回 事対：手すり点検 社保：福祉ウェーブ、財政活動 医務：インフルエンザ予防接種 | 感褥：感染予 防、褥瘡予防 について | おやつ作り 芋煮会 | ドライフラ ワー写真立て 作り | 手作りおやつ | 手作り食事 鍋 |
| 12月 | レットトライヘルス | 安衛：職場巡回 事対：椅子・テーブル点検 | リーダー：認 知症について | クリスマス会 | キャンドル粘 土作り | クリスマス・ 忘年会 | クリスマス会 冬至 |
| 1月 | 後期職員健康診断 事業計画作成 LSA定例打合せ | 安衛：職場巡回 食中毒・感染症予防及びまん延対策委員 会 事対：ナースコール点検 リーダー：ユニット費作成 医務：救命救急講習会 | ボラ：ボラン ティアについ て 事対：リスク マネジメント について | 新年会 | お鍋パー ティー | 新年会 | お茶会 |
| 2月 | 委員会編成 ユニット費交渉 利府町都市借受申請 | 安衛：職場巡回、セルフチェック 事対：ベッド点検 広報：広報誌発行 社保：財政活動 | 生活：プライ バシー勉強会 | 節分 バレンタイン | バレンタイン おやつ作り | 節分 | 節分 豆まき |
| 3月 | 全職会議 事業報告作成 LSA契約 | 安衛：職場巡回 事対：杖・歩行器点検 社保：ピクニック | 管理者：職業 倫理と法令遵 守について | ひな祭り | ひな祭り | 桃の節句 | ひな祭り |

事対：事故対策・身体拘束廃止検討委員会、安衛：安全衛生委員会、ボラ：ボランティア委員会、感褥：感染予防・褥瘡対策委員会、社保：社会保障委員会

デイサービスセンター くりこまの里

2020年度は職員採用が進み、施設運営に光が差した年となりました。2021年度は安定した運営を目指すため、職員育成や職場環境づくりを目標にします。

経営面では2021年2月に休止していた認知症対応型も再開する事ができましたので、安定した収入を確保できる見通しとなっております。居宅介護支援事業所を含めた、人員配置の見直しと予算管理の徹底をすすめ、安定した経営基盤を再構築します。

消費税の増税や介護保険の改悪など、利用者を取り巻く環境はより厳しいものとなっております。地域の状況を踏まえて、他事業所とも連携し、社会保障の充実に向けての運動をすすめ、安心して暮らし続けられる地域社会を目指していきたいと思います。引き続き、新型コロナウイルスの感染対策を強化します。

2021年度目標

- ① 施設運営を見直し、働き続けられる職場づくりをすすめます
 - ・職員一人一人が役割を持ち、生き生きと働ける職場づくりを目指します。
 - ・次期管理者、職責者を育成し安定した施設運営の基盤をつくります。
 - ・業務改善、職場環境の整備をすすめます。
 - ・職員を育成できる研修体系をつくります。
- ② 安定した経営を目指します
 - ・予算管理を徹底し、稼働率を追求します。
 - ・収支のバランスを考慮した施設運営をします。
 - ・職員と経営討議をする場をつくります。
- ③ サービスの質の向上を図ります
 - ・利用者が満足できるサービスを追求します。
 - ・利用者のニーズを把握し、様々な活動を考慮します。
 - ・積極的に研修に参加し、技術・知識の向上に努め、適切なケアを提供します。
- ④ 社会保障運動に取り組みます
 - ・社会情勢に目を向け、社会保障の充実のための運動に取り組みます。
- ⑤ 法令を遵守します

【デイサービスセンターⅠ型】

1.目標

- ①稼働率 80%（85～90%が最終目標）
- ②利用者が自己選択、自己実現できるサービスを実践します。
- ③運動や活動を通じて、自然に集まれる和の空間を提供していきます。

2.具体的な取り組み

- ①利用者からの意見を取り入れ「活動計画を」作成し実施します。
- ②手作業やゲーム、書道など利用者の意向に合わせた、様々な活動ができるよう準備します。
- ③リズム体操を取り入れ、楽しみながら体を動かす機会をつくります。
- ④季節に合わせた行事やドライブを企画します。

3.活動予定表

| | | | |
|----|---------|-----|----------------|
| 4月 | お花見ドライブ | 10月 | 運動会・芋煮会・紅葉ドライブ |
| 5月 | 園芸 | 11月 | 園芸 |
| 6月 | 新緑ドライブ | 12月 | クリスマス会・忘年会 |
| 7月 | 七夕 | 1月 | 新年会 |
| 8月 | 夏祭り | 2月 | 節分・バレンタインデー |
| 9月 | 敬老会 | 3月 | ひな祭り |

【デイサービスセンターⅡ型】

1、目標

- ・稼働率 50%（最終目標 60%）
- ・利用者の個性に合わせた対応を行ない安心して過ごせる環境をつくります。
- ・利用者の情報を収集・共有し、統一したケアをします。

2、具体的取組

- ・利用者一人一人と向き合い、興味や得意な事を引き出し個性に合わせた対応をします。
- ・利用者の情報を職員間で周知し、共有します。
- ・体操やゲーム、脳トレーニングを通し機能低下防止します。

3、2021年度活動予定

| | |
|---------------|----------------|
| 4月：お花見ドライブ | 10月：運動会・紅葉ドライブ |
| 5月：花植え | 11月：花植え |
| 6月：ドライブ遠足 | 12月：クリスマス会 |
| 7月：七夕会 | 1月：新年会 |
| 8月：夏祭り | 2月：節分 |
| 9月：長寿を祝う会・お月見 | 3月：ひな祭り |

【居宅介護支援事業所】

1.目標

- ①稼働率 84件
- ②介護保険等を熟知し、法令順守に努めます。
- ③利用者、家族に適切なサービスの提案、情報提供を行い、在宅生活の支援に取り組み

ます。

2.具体的な取り組み

- ①研修への参加を通じ、介護保険情報を周知します。
- ②個別ニーズを支援できるよう、関係事業所との連携を強化します。
- ③利用者、家族との信頼関係をつくり、在宅生活の支援者として適切な業務遂行を行います。
- ④併設施設との協力体制を強化します。

3.業務予定表

| | |
|-------------------------------|--------------------------------|
| 4月 緊急時連絡先の更新 包括との委託契約 | 10月 緊急時連絡先の更新 認知症研修 |
| 6月 栗駒・鶯沢地区CM連絡会 | 12月 栗駒・鶯沢地区CM連絡会 介護サービス情報開示 |
| 7月 個人情報保護研修 | |
| 9月 特定事業集中減算提出 栗駒・鶯沢地区CM連絡会 | 3月 栗駒・鶯沢地区CM連絡会 特定事業集中減算提出 |

※毎月、居宅会議実施、ほか、各種研修参加予定

介護老人福祉施設 田子のまち

2020年度はコロナ一色の一年になりました。この状況は今しばらく続くと思われ気を緩めることはできません。感染症予防の徹底を図ります。同時に長期にわたる感染症対策や、プライベートも含めた自粛を続ける職員のメンタルヘルスもしっかり取り組んでいかなければならない課題だと思っています。「大変な状況だけど、やはりやりがいを感じる仕事だ」とひとりひとりの職員が感じられるよう「二度とないこの瞬間（とき）を、“あなたらしく”輝ける場所に」という施設理念のもと一丸となり力を合わせていきたいと思えます。

また、2021年は介護報酬改定の年です。内容を精査し、対応して参ります。

【特別養護老人ホーム（長期）】

1、2021年度目標

- ① 感染症予防の徹底を図ります。
- ② 職員のメンタルヘルスに取り組みます。
- ③ 感染症予防に留意しながら、入居者様おひとりおひとりの“あなたらしく”に寄り添い、その方らしい暮らしが継続できるようなケアを追求します。
- ④ 暮らしの中に少しでも潤いが生まれるよう、職員みんなで考えます。
- ⑤ 稼働率 年間平均95%以上を目指します。
- ⑥ 介護報酬改定の内容を精査し対応します。

2、2021年度取り組み

- ① 感染症について、国、自治体等からの情報をしっかりとキャッチし対応していきます。ワクチン接種についてもできる限り円滑に進むよう多方面と協力します。また、感染症発生時のBCPを職員全体で共有します。
- ② 必要時、面談や相談を行いながら職員が心身ともに健康で働き続けられるようにします。
- ③ ユニットリーダー研修に年間2名参加します。
- ④ 感染予防に努め開催方法を工夫しながらできるだけ多くの職員が参加できるような各種学習会を行います。
- ⑤ 入居者おひとりおひとりの意向、要望、事故の対応に真摯に取り組めます。
- ⑥ 退居後、次の入居までの流れがスムーズに進むよう、多職種協同で取り組みます。
- ⑦ 社会情勢を把握し、社会保障運動への参加（オンラインも含む）を推進します。
- ⑧ 災害対策委員会を立ち上げ、マニュアルの見直しや研修・訓練等に取り組めます。
- ⑨ 法令を遵守した施設運営をします。

【医務】

1、2021年度目標

- ① 感染対策を周知徹底します。
- ② 多職種と協力し、医療的な側面から入居者様の生活を支援していきます。
- ③ 安心・安全な医療の提供へ取り組みます。

2、2021年度取り組み

- ① 感染対策の周知徹底を委員会と協力し行います。
- ② 多職種と情報の共有、意見交換が行える方法を検討し、実行します。
- ③ 配薬準備、配薬、臨時薬の確認を確実に行います。
- ④ 嘱託医と連携し、円滑に必要な医療の提供ができるようにします。
- ⑤ 月1回医務会議を行います。

【食養】

1、2021年度目標

- ① 安心安全な食事提供を行います。
- ② 美味しく、食べる喜びを大切にした食事を提供し、入居者様の栄養管理を行います。
- ③ 正確に効率が良い仕分け業務を行います。
- ④ 職員同士がコミュニケーションをとり合い業務を行います。

2、2021年度取り組み

- ① 入居者様が美味しく、食べる喜びを感じられる生活を営めるよう、委託業者と連携した食事提供を行います。
- ② 安心安全な食事提供を目指し、衛生管理を徹底し業務を行います。
- ③ 個々人に合った栄養ケアマネジメントを作成、実施します。
- ④ 食養会議を月1回開催し、作業工程や作業内容を話し合います。
- ⑤ 計画的に非常食を献立に組み込みます。

【事務】

1、2021年度目標

- ① 経営状況、課題と取り組みについて全職員が共有できるようにします。
- ② 施設の環境整備に努めます。
- ③ ホームページを有効に活用します。
- ④ 社会保障運動、民医連の学習会、共済活動への職員参加を促します。

2、2021年度取り組み

- ① 内容の充実した経営報告書を毎月作成し、職責会議とリーダー会議で職員へ報告します。
- ② 施設外周の草取りや共有スペースの設えなど、清潔感を保てるよう整えます。施設

設備・備品修繕費用の予定表を作成し、必要な金額、時期を把握します。

- ③ 介護情報の掲載や定期的なブログの更新を行い、人材確保や入居申し込みにつながるよう、最新の情報を広く発信していきます。
- ④ 社会保障や民医連綱領学習、共済活動に一人でも多くの職員が興味を持ってくれるよう、社会保障委員会だけでなく、リーダーにも協力を呼びかけていきます。

3、予算・購入物の予定

- ・ 施設内窓ガラス清掃：196,000 円（1 回）
- ・ カーペット清掃：41,000 円（1 回）
- ・ 草刈り業務委託：150,000 円（1 回）
- ・ 事務室金庫修理：83,160 円

【施設ケアマネジャー】

1、2021 年度目標

- ⑥ 入居者様やご家族の想いを汲み取り、多職種との情報共有・連携をしながら実現へと近づけられるようケアプランを作成していきます。
- ⑦ ユニットとも協力しながらご家族との連絡を密にし、信頼関係を築くことで、不安なく安心して過ごせるように支援します。

2、2021 年度取り組み

- ① ケアマネ会議の中で入居者の状況を共有、検討を行います。また、担当を越えてサポートし合えるよう、業務の進捗状況を随時確認します。
- ② メール等も活用しながら、こまめにご家族へ連絡し、生活状況を伝えていきます。
- ③ 介護支援専門員研修会へ参加し、学びの場を広げます。
- ④ 毎月第 2 火曜日の定例のサービス担当者会議、他、入居者様の状態に合わせた担当者会議、月 1 回の定例のケアマネ会議を開催します。

乳銀杏保育園

2021年度、乳銀杏保育園の経営を次の計画ですすめていきます。

1. 事業規模

(1) 入所児童数 定員 120名 在籍児童 124～126名

| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 0歳 | 12 | 12 | 12 | 12 | 12 | 12 | 12 | 12 | 14 | 14 | 14 | 14 |
| 1歳 | 20 | 20 | 20 | 20 | 20 | 20 | 20 | 20 | 20 | 20 | 20 | 20 |
| 2歳 | 22 | 22 | 22 | 22 | 22 | 22 | 22 | 22 | 22 | 22 | 22 | 22 |
| 3歳 | 22 | 22 | 22 | 22 | 22 | 22 | 22 | 22 | 22 | 22 | 22 | 22 |
| 4歳 | 24 | 24 | 24 | 24 | 24 | 24 | 24 | 24 | 24 | 24 | 24 | 24 |
| 5歳 | 23 | 23 | 23 | 23 | 23 | 23 | 23 | 23 | 23 | 23 | 23 | 23 |
| 合計 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 124 | 126 | 126 | 126 | 126 |

- ・2歳児クラスで2名、3.4歳児クラスで各1名、5歳児クラスで2名 計6名の障害児を受け入れます。
- ・育休中の職員の復帰に合わせ、0歳児の受け入れを年度途中で2名増やします。

(2) クラス編成

| | 児童数 | 担任数 | | 児童数 | 担任数 |
|------------|--------|-------|-------------|--------|-----|
| ひよこ(0歳児) | 6 | 2 | ちゅうりっぷ(3歳児) | 22(障1) | 2 |
| あひる(0歳児) | 6 | 2 | たんぼぼ(4歳児) | 24(障1) | 2 |
| みかん(1歳児) | 10 | 2 | すみれ(5歳児) | 23(障2) | 2 |
| りんご(1歳児) | 10 | 2 | うさぎ(一時保育) | 休止 | |
| いちご(2歳児) | 11 | 2 | | | |
| さくらんぼ(2歳児) | 11(障2) | 2+パート | | | |

(3) 職員体制

| | 園長 | 保育士 | 栄養士 | 調理員 | 看護師 | 事務 | 用務 | 合計 |
|-------|----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|
| 正規職員 | 1 | 21 | 1 | | | | | 23 |
| 臨時職員 | | 0 | | | | | | 0 |
| パート職員 | | 10 | | 4 | 1 | 1 | 2 | 18 |
| 合計 | 1 | 31 | 1 | 4 | 1 | 1 | 2 | 41 |

- ・5月末より正規職員(保育士)1名・パート職員(保育士)1名産休予定

*嘱託医：永井小児科医院 宮城野歯科

(4) 業務分担

| 職種 | 業務内容 |
|-----------|-------------------------------|
| 園長 | 園全体の管理運営・統括・会計責任者 |
| 主任保育士 | 保育全般の把握及び指導、業務管理、保護者支援 |
| クラス担任保育士 | クラス保育業務及び指導計画の立案・記録等の事務 |
| フリー保育士 | 保育士の休暇等の代替としての保育業務 |
| 障がい児担当保育士 | 障がい児等の保育業務及び指導計画の立案・記録等の事務 |
| 延長保育担当保育士 | 朝夕の延長保育時間帯の保育業務 |
| 一時保育担当保育士 | 一時預かり保育業務及び記録等の事務 |
| 休日保育担当保育士 | 休日保育業務及び記録等の事務 |
| 看護師 | 児童の健康管理・保健指導 |
| 栄養士 | 給食全般に関する業務(献立の立案・調理・食育活動) |
| 調理員 | 給食調理・給食室清掃業務 |
| 事務員 | 事務全般に関する業務(出納業務・経理・総務・その他の事務) |
| 用務員 | 環境整備・清掃・下膳等 |

* 休日保育は、通常保育と兼務するパート職員及び常勤職員があたります。

* 障がい児等保育の実施のため、担当保育士を当該クラスに配置します。

* 常勤保育士の不足により、2歳児クラス担任及びフリー保育士をパート職員で配置します。また、一時預かり事業については、人材確保ができるまで休止します。

(5) 保育事業内容

① 基本的運営は、公定価格に基づいた委託費と各種補助金・利用料（延長保育・主食副食代・一時預かり・休日保育）によります。

② 特別保育事業は、乳児保育・障害児保育のほか、延長保育・一時預かり・休日保育事業を行います。4月現在休止している一時預かり事業については、適切な人材確保を進め、事業の再開に努めます。

| 事業名 | 内容 | 備考 |
|---------|--|-------------------------------------|
| 延長保育事業 | 月平均利用 20 名程度 | 18:00～19:00 の 1 時間延長 利用料 3,000 円 |
| 休日保育事業 | 1 日平均利用 10 名 | 実施予定 70 日間 |
| 障害児保育事業 | 6 名 (2 歳 2 名 3 歳 1 名 4 歳 1 名 5 歳 2 名) | |
| 乳児保育事業 | 0 歳児 12 名 (4/1 時点) | 後期 14 名予定 |

(6) 設備・環境

① 保育活動に必要な教材や環境を整えます。

② 児童の安全と健康を守るために必要な設備や環境の整備をします。

③ 園舎の改築に向けて、計画的に設備や環境整備を進めます。

2. 保育内容

(1) 保育目標と主な行事

- ・児童憲章・子どもの権利条約の精神に則り、児童福祉法及び保育所保育指針に基づいて、子どもの人権を尊重し、子どもの最善の利益を考慮し、心身の健やかな育ちを保障するように取り組みます。
- ・安心できる保育者との信頼関係を土台に、「寝る・食べる・遊ぶ」などの基本的な生活を大事にし、豊かな遊びと人とかかわりを通して、人格の基礎である自我を育て、仲間と共に育ちあい、豊かな知的興味と感性をもった子どもに育つように取り組みます。

【保育理念】

- ・子どもの人権を尊重し、子どもの最善の利益を追求する保育を行ないます
- ・保育を通してどの子にも「豊かな自我」と「人とかかわる力」「仲間と連帯する力」を育てます

【保育目標】“めざす子ども像”

1. 健康な子ども
2. 自分の考えを表現し、力いっぱい取り組める子ども
3. 仲間と一緒にいることを喜び、力を合わせていける子ども
4. よく見つめる子ども
5. 生命を大事にする子ども
6. 美しいものを美しいと感じる子ども

【行事予定】

| 月 | 主な行事 | 月 | 主な行事 |
|----|--------------------|-----|---------------------|
| 4月 | 入園式 園児健診 歯科検診 | 10月 | 運動会 5歳児自然観察 |
| 5月 | 親子遠足 | 11月 | 焼き芋大会 園児健診 人形劇鑑賞 |
| 6月 | | 12月 | クリスマス子ども会 クリスマスイキング |
| 7月 | 夏祭り ほうねん座公演 | 1月 | もちつき |
| 8月 | 5歳児夏のお楽しみ会 4歳児夕涼み会 | 2月 | 豆まき お店屋さんごっこ |
| 9月 | お月見 | 3月 | ひな祭り 卒園式 修了式 |

*クラス懇談会を年2~3回行います。*避難訓練・幼児組誕生会を毎月実施します。

*地域活動として「あそぼう会」の実施や宮城野児童館の未就学児向け企画に連携して取り組みます

(2) 開園日・開園時間

◎開園日：月曜日～土曜日

- ・日曜・祝日及び12月29・30・31日は休日保育を実施

◎開園時間：月曜日～金曜日 7時00分～19時00分 土曜日 7時00分～18時00分

- ・保育標準時間 7時00分～18時00分 保育短時間 8時30分～16時30分
- ・1時間延長保育 18時00分～19時00分 土曜日の延長保育は実施しません

(3) 保育方針

【保育方針】

- ①子どもを主人公にする保育を追求します
- ②保護者の子育ての思いに共感し支え、共に子育てをしていきます
- ③子どもと子育てにやさしいまちづくりに参加します

- ①子ども一人ひとりが健康で安全に過ごせるように、日々の健康状態を観察し、快適に生活できるようにします。健康管理として年2回の健康診断と年1回の歯科検診を行います。感染症の広がりを最小限にするように、看護師と連携して衛生管理に努めます。子どもたちの発達に応じて、手洗い、うがい、歯磨きなどの習慣が定着するよう指導していきます。
- ②子どもの発達を十分に理解し、年齢毎の遊びや課題別の活動を充実させます。日々の遊びや活動の積み重ねを行事の取り組みにつなげ、子どもたちが喜びや達成感を得られるようにしていきます。
- ③子どもの内面を深くとらえ丁寧にかかわる保育を通して、豊かな自我を育て、どの子どもも安心して自分を表現し、気持ちよく生活できるようにします。
- ④年齢発達に応じた少人数活動やグループ活動に取り組み、大人との愛着関係を土台に、仲間とのかかわりの中で育ちあえるようにします。
- ⑤障がい児等保育の対象は2歳児2名3歳児1名4歳児1名5歳児2名 計6名となります。発達への援助とともに、クラスの仲間と育ちあう関係づくりを大切にしていきます。また、発達に困難を抱え配慮が必要な子どもたちについても、職員の子ども理解を深めながら、方針を持って働きかけていけるようにします。
- ⑥給食職員と連携しながら、食べる喜びを育てる食育活動に取り組んでいきます。
- ⑦職員皆で子どもを見ていく視点に立ち、日常的に子どもの姿を伝え合うことを大切にしていきます。

(4) 安全管理

- ①子どもたちの安全を守るために、毎年全職員でマニュアルの確認をし、新人には実践的な研修を行います。事故報告やヒヤリハット事例の共有、KYT(危険予知トレーニング)の実施などを通し、安全に対する意識を常に持てるようにします。
- ②東日本大震災の経験を職員間で共有し、さまざまな時間帯や想定での避難訓練を計画し実施していきます。日常的な落下や転倒防止対策、火災予防対策と同時に、災害時の対応や備蓄品の確認を行います。
- ③不審者対応訓練を年2回実施し、状況を判断し子どもたちを守るための適切な対応ができるようにします。また休日保育時の安全確保のために、玄関錠などの対策を実施します。

3. 保護者支援と連携

- ①保護者の生活実態や仕事の状況などの理解に努め、保護者の子育ての思いに寄り添い、より良い子育てができるように支援していきます。また、社会的問題である貧困や格差などについて、保育所として役割を果たしていきます。
- ②保護者参加の行事やクラス懇談会やクラス毎の保育参加・個人面談などの実施を通して、保育園を理解してもらい信頼関係をつくるとともに、保護者同士が子育ての楽しさを共有できるようにしていきます。また保護者会や親父の会と協力して行事に取り組みます。

- ③行事後や年度末に保護者アンケートを実施し、保護者の思いや保育園への評価を把握して、保育園運営に生かしていきます。保護者の意見や要望には、誠実に対応し、保護者が、安心して子どもを託すことができるように、改善に努めます。
- ④一時預かり事業や休日保育事業の実施、「遊ぼう会」の取り組みを通して、地域の子育て支援の役割を果たしていきます。

4. 職員の研修と評価

- ①学習を通して、保育所保育指針についての理解を深めるとともに、法人理念・保育理念・保育方針に基づいた保育を系統的に行うための、「全体的な計画」や具体的な遊びや活動についての保育計画の見直しや検討を進めていきます。
- ②クラス会議や年齢パート会議で、年齢毎の発達の特徴や、遊びや活動の面白さを学びながら実践できるようにしていきます。子ども理解を深め「子どもを主人公にする保育」を追求し、「自我の育ち」と「仲間の中で育ちあう関係づくり」を大切に実践が積み重ねられるようにしていきます。
- ③職員一人ひとりが個性を生かしながら、保護者や地域に保育園の子どもたちの様子や保育のねらいや内容をわかりやすく伝えていけるように、保護者対応やおたよりなどの書き方についての研修に取り組みます。
- ④園内外の研修にどの職員も参加できるよう計画し、一人ひとりが意識的に研修に取り組み、復命により全職員の学びにつなげるようにします。
- ⑤全職員での実践検討や保護者アンケートなどによる保育園の自己評価と、キャリアパスに基づいた職員の自己評価を行い、よりよい保育ができるようにしていきます。
- ⑥キャリアパスに基づいた役割分担と研修を行い、自分の課題や目標を意識しながら、園の中で力を発揮できるようにしていきます。また、職員一人ひとりが自分の成長を感じられるような、あたたかい職場環境づくりに努めます。
- ⑦パート職員と管理部との月1回の会議を実施し、全体職員会議の報告や研修を行い、共通理解を深め、連携して保育を行えるようにしていきます。

5. 小学校や地域との連携

- ①どの子ども、就学後も自信をもって自分の力を発揮できるように、全年齢を通して系統的に保育を行い、就学への期待と見通しを持てるような活動に取り組みます。
- ②就学に向けて、幼・保・小連絡会や「保育所児童保育要録」の送付などを通して、小学校との連携を行い、子どもの育ちの連続性がつくれるように努めます。また必要に応じて児童館との連携を行います。
- ③小学校の「町探検」や中学校の「職場体験」などを受け入れ、地域の学校との関係づくりに努めます。
- ④行事などを通して町内会との交流を行い、地域の方々との関係づくりに努めます。
- ⑤「あそぼう会」や園見学や育児相談への対応を通して、地域の子育て支援の役割を果たしていきます。特に「遊ぼう会」については、園の保育をアピールし利用希望者を募る意味

でも重要ととらえ、近隣児童館などとも連携しながら内容を充実させ、参加者増を目指していきます。

6. 今年度の重点事項

- ①研修や会議での学習や職員間で日常的に子ども姿を伝え合うことを通して、子ども理解を深め「子どもを主人公にする保育」を追求し、「自我の育ち」と「仲間の中で育ちあう関係づくり」を大切に実践が積み重ねられるようにしていきます。年齢発達に応じ系統的に取り組むことができるように、具体的な遊びや活動についての保育計画の検討を進めます。
- ②マニュアルの研修と共に、事故報告やヒヤリハット事例の共有、KYT(危険予知トレーニング)の実施などを通し、子どもの安全に対する意識を高め、園全体でけがや事故のない保育をめざします。
- ③保護者との信頼関係を築くために、日常の保育の様子や保育園で大切にしていることをわかりやすく伝える工夫をしていきます。また、保護者の意見や要望には、誠実に対応し、保護者が、安心して子どもを託すことができるように努めます。
- ④職員一人ひとりが、健康でいきいきと働き続けられるような職場環境をつくっていくために、互いに尊重し合い、十分なコミュニケーションが取れるようにしていきます。また、経験や立場に応じた役割分担と、集団的な討議による運営をさらに意識して取り組みます。
- ⑤子どもを守る保育者として、社会情勢に目を向け、平和で誰もが安心して生活していくことができる社会をめざし、職場全体で社会保障運動に取り組みます。

柳生もりの子保育園

2021年度、柳生もりの子保育園での保育所経営を次の計画で進めていきます。

1、事業規模

(1) 入所児童

今年度は以下の入所数を受け入れていきます。

| 年齢 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 合計 |
|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|
| 0歳 | 12 | 12 | 12 | 12 | 12 | 12 | 12 | 12 | 12 | 12 | 12 | 12 | 144 |
| 1歳 | 18 | 18 | 18 | 18 | 18 | 18 | 18 | 18 | 18 | 18 | 18 | 18 | 216 |
| 2歳 | 21 | 21 | 21 | 21 | 21 | 21 | 21 | 21 | 21 | 21 | 21 | 21 | 252 |
| 3歳 | 23 | 23 | 23 | 23 | 23 | 23 | 23 | 23 | 23 | 23 | 23 | 23 | 276 |
| 4歳 | 23 | 23 | 23 | 23 | 23 | 23 | 23 | 23 | 23 | 23 | 23 | 23 | 276 |
| 5歳 | 23 | 23 | 23 | 23 | 23 | 23 | 23 | 23 | 23 | 23 | 23 | 23 | 276 |
| 合計 | 120 | 120 | 120 | 120 | 120 | 120 | 120 | 120 | 120 | 120 | 120 | 120 | 1440 |

(2) 職員体制

今年度は主任1名、副主任保育士2名、保育士、管理栄養士、新規の正規保育士を2名補充し職員体制を整えて運営します。クラス配置は、正規保育士と臨時保育士またパート保育士を組み合わせた8クラスを編成します。その指導体制については、保育業務全体の指導を主任が統括し、副主任2名と専門リーダーと協力しながら管理部全体で指導を行います。未満児パートと幼児組パートにクラスリーダーを配置し、パートごと協力しながら運営します。

| | 保育士 | 栄養士 | 調理員 | 看護師 | 園長 | 事務・用務 | 合計 |
|--------|-----|-----|-----|-----|----|-------|----|
| 正規職員 | 19 | 1 | | | 1 | | 21 |
| 臨時職員 | 4 | | | | | | 4 |
| パート 7h | | | 1 | | | | 1 |
| パート 6h | | | | | | 1 | 1 |
| パート 5h | | | 1 | | | | 1 |
| パート 4h | 6 | | 2 | 1 | | | 9 |
| パート 3h | | | | | | 2 | 2 |
| 合計 | 29 | 1 | 4 | 1 | 1 | 3 | 39 |

上記の他に嘱託内科医師1名、歯科医師1名

(3) 保育事業内容

- ① 基本的運営は公定価格収入、補助金収入、利用料収入によります。利用料収入は1時間(18:15~19:15)の延長保育と幼児組の年間主食代と紙おむつ処理料がはいりません。今年度の障がい児保育は、3歳児1名と4歳児2名5歳児3名で合計6名の障害

児保育を行います。(現在、5歳児で障がい児等保育利用の申請している子どもも含む)

その他、各クラスに配慮を必要とする子どもも複数いるなか正規職員を配置し、保育の発展や安全を図れるような配置と配慮を考え計画します。

- ② 特別保育事業は、乳児保育12名、障がい児保育6名、延長保育10名程度の利用で行ないます。

(4) 職員の業務分担と役割

職員の業務分担

- ① 園児の担当する保育士を定め、8クラスで日々の保育を展開します。
- ② 園長は主任の助けを借り総括的指揮をとります。主任保育士が1名で、業務を一手に担う状況があり、副主任に業務を伝え、園全体の保育に目を配る意識と各クラスの保育に目を配れるように指導していきます。主任は保育内容等保育全般を把握し、職員間や保護者との関係が円滑なものになるよう配慮します。日々業務管理は主任保育士が行います。
- ③ 会計は事務員が担当し、園長が責任者となり、法人本部の指導管理のもと収入の管理をおこないます。管理事務全般は事務員の補助を受けながら園長が行い、保育所運営全般の事務に責任を持ち、計画的に執行できるよう努めていきます。
- ④ 食育に関して、管理栄養士が中心となり、給食担当者と協力して安心・安全な日々の給食を作ります。また保育士と連携し園全体として方針を持ち、取り組みます。
- ⑤ 日々の保健業務は、主に看護師が行います。園長・保育士と連携して行ない、保健教育も保育士と協力して行います。感染症流行を防ぐために日々の衛生管理と子どもへの手洗い指導も行います。また、保護者への相談・指導にもあたり、保護者への感染症の流行拡大防止に向けた協力を呼びかけます。
- ⑥ 園長、主任が園舎や園庭の環境整備に気を配り、用務担当職員の力を借りて清掃・美化・安全管理に努めます。

(5) 設備・環境・保育材料

- ① 120名に必要な備品を揃えます。行事に必要な物品や教材・玩具等を揃えます。前年度に年齢別保育士と教材検討を行い副主任がまとめを行いました。次年度1年間の必要教材を分けて計画的に教材・玩具の購入予定を計画し、計画した時期に購入して保育に活用できるよう行います。また、給食関係費については、管理栄養士と相談し、購入計画に基づき、整備していきます。
- ② 野菜の栽培を保育と連動して計画し、環境美化も行ないます。仙台市の一食検査を利用しながら子どもの食材への安全を確認し進めます。
- ③ 開園17年間目を迎えます。大型遊具の整備や補修、その他の設備における不具合や故障、設備のメンテナンスなど日々の設備環境維持に対応できるように対応して行きます。

- ④ NPO法人きらきら発電・市民共同発電から寄付を受けた太陽光設置発電を点検し、運用を行います。

2、保育内容

(1) 保育目標と主な行事

- ① 児童憲章・権利条約および児童福祉法、また、保育所保育指針に基づき、法人の理念やこれまで保育園で大事にしてきたことを加えたカリキュラム作成を整備し、子どもの最善の利益を守り、子ども達の心身の健やかな育ちを保障するようにとりくみます。しっかりした自我を持ち、仲間と共に育ちあい、健康でしなやかな体、豊かな知的興味と感性を持った子どもを育てます。そのために、「食べる・寝る・遊ぶ」などの基本的な生活を大事にし、あたたかい人との関わりを保育の中心にすえます。

② 行事予定

| 月 | 主な行事 | 月 | 主な行事 |
|----|----------------|-----|---------------------|
| 4月 | 入園式 内科健診 | 10月 | 運動会・さんまパーティー 芋ほり |
| 5月 | 5歳 やま組 バス遠足 | 11月 | 焼き芋会 内科健診 |
| 6月 | 歯科健診 総合避難訓練 | 12月 | クリスマス子ども会 餅つき会 |
| 7月 | 夏祭り ほうねん座公演 | 1月 | 凧あげ |
| 8月 | 5歳児やま組 お楽しみ会 | 2月 | 節分豆まき会 |
| 9月 | 遠足ごっこ | 3月 | 雛祭り・卒園式・お別れ会 |

月例行事・・・幼児組・未満児誕生会、避難訓練（いろいろな時間や職員体制）

今年度は地域交流「あそぼう会」を見合わせます

年2回（4～6月・12～1月）8クラスの懇談会を行い、3歳以上児は衛生管理を行ってクラスクッキングを検討します。

(2) 保育対象

生後8週（産休あけ）から就学前まで行います。

(3) 保育時間

父母の労働時間の多様化に対応するために、午前7:15から午後18:15までの11時間の標準認定時間と午前8:30～午後16:30の8時間の短時間認定時間を開所時間とします。その後、18:15～19時15分までの1時間の延長保育を行います。

(4) 保育方針

- ① 一人一人が健康で安全に過ごせるように、手洗いをこまめに行い、日々の健康状態を観察し、快適に生活できるようにします。健康管理として年2回の健康診断と年1回の歯科検診を行います。感染症の広がりをできるだけ最小限にするように、衛生管理に努め

看護師から子どもの手洗いやうがいなど保健指導を行ないます。また、虫歯予防のため子どもたちへの指導にも努めます。

- ② どの子どもも安全・安心に、保育園生活が楽しく、友達と関わりあって生活や活動していけるようにしていきます。配慮の必要な子どもが複数いる中で、その子ども理解を職員が深めながら、安全に生活できるよう職員全体で連携を図り保育を相談して取り組めるよう努めます。
- ③ 子どもの発達を十分に理解し、年齢毎の遊びや課題別の活動を充実させ、行事を取り組み、職員間で日常的に子どもの姿を伝え合うことを大切にして進めていきます。
- ④ 子どもの内面を捉えどの子どもも安心して自分を表現でき、気持ちよく生活できるように取り組みます。
- ⑤ 年齢別保育を基礎にしながら、3歳以上児の異年齢保育では年間計画を作成しお互いに相手の思いに気づき、関わりあいを通じて温かい関係が生まれるよう保育を進めていきます。
- ⑥ 障がい児は、継続児3歳児に1名、4歳児2名、5歳児3名一般枠からの移行1名加わり、幼児組に合計6名の障がい児保育を行ないます。障がい児の発達への援助と共に、クラスの仲間と共に育ち合う保育ができるよう努めます。また、担任と管理部が関わりながら日々の保育づくりの連携を大事にしていきます。また、保護者に保育園での保育方針が伝わるよう定期的に保護者向け計画表を作成し面談を行い、保護者と共に考え支えていくことに努力します。
- ⑦ 給食職員と保育士、用務職員など連携して、栽培、クッキングなど子どもたちに野菜の成長を実体験させ、仲間とともに調理して食べる喜びを育てる食育を取り組みます。
- ⑧ パート保育士と常勤職員との連携を引き継ぎノート等で連携を密にしながら保育を行います。

3、保護者支援

- ① 年2回のクラス懇談会を計画し、子どもの成長を伝え合い保護者と共に子どもの育ち伝え、保護者と共感をつくることを大切にします。また、懇談会に参加できない保護者や希望する保護者と個別面談を随時実施して共同の関係を築けるようにしていきます。
- ② 保護者の困難に耳を傾け、必要な支援ができるように職員間で連携し対応します。
- ③ 保護者の意見や要望、苦情には誠実に対応し、保護者が安心して子どもを託すことができるように改善に努めます。また、年度末に保護者向けアンケートを配布し、広く保護者の意見を聞き今後の保育園運営の参考にしていきます。
- ④ 保育の評価を保護者向けにまとめ、保育の自己評価を伝えます。

(6) 安全管理

- ① 安全管理マニュアルや事故から学んだ安全管理地図を全職員で確認し、子どもたちの安全に万全を期します。過去の事故事例の原因を全体職員会議で伝え、再確認して事故防

止に取り組みます。環境整備も機敏に行なえるよう用務員や業者と連携し努力して行います。

- ② 防火防災対策として避難訓練を毎月行うとともに、いろいろな保育時間と保育体制で実施し各自保育者が意識した対応ができるよう計画します。また、保護者向け緊急連絡について、安否確認システムを活用して毛連絡を行い、子どもの安全体制を整えていきます。
- ③ 不審者に備え北側電気錠の開錠の時間管理をきちんと行い、正面門は事務室から目を配り注意していきます。不審者情報を機敏に得ることや、園周辺への目配り、散歩時の不審者対策を職員で確認をして、避難訓練を行い職員が機敏に対応できるようにしていきます。
- ④ 怪我につながらぬよう、園庭や室内での玩具、絵本の片付け等を子どもたちと一緒にを行い、きれいな環境でしめくくるようにしていきます。

4、職員の研修と評価

- ① 職員全体で保育指針を学習し、またキャリアパスに基づき、職員に役職を任命し、一人ひとりの専門性を高め、保育園全体に目を配る保育士として自己研鑽できる研修をしていきます。
- ② 全体職員会議で短時間の保育学習を行い、その学習で各自が感想や大事にしたいと思ったことなど、自分の言葉で話す機会を作ります。
- ③ 園内研修、園外研修、法人研修に常勤職員が参加できるように計画します。また、自主研修として園内場面記録会や保育問題研究会への参加を呼びかけ、職員が自己研鑽に励む環境づくりを行ないます。
- ④ 自己評価と保育園としての評価については、保育実践の記録を検討して職員集団として共有していくことを大切にし、保育の質を高めていく視点で行なっていきます。また保育士の専門性として全般的な視野で自己評価ができるキャリアパスの自己評価シートで自己を振り返り次の保育につながるようにしていきます。
- ⑤ コーディネーター研修を受けた職員（3名）が中心になりながら、障がい児保育、気になるこの保育など職員の相談支援を年3回計画し、保育が行われるよう計画します。
- ⑥ パート保育士とクラス保育や園の保育方針を理解して保育を進めていく視点を持つために、園長と短時間会議を行うよう年2回（春・秋）計画します。

5、小学校や地域との連携

- ① 就学に向ける保、幼、小の連絡会や児童要録の送付などを通して、小学校との連携を行い、子どもの育ちの連続性が作れるように努めます。また必要に応じて児童館と連携にも努めます。
- ② 例年は就学に向ける年長児の柳生小学校見学を行ってきましたが、新型コロナウイルス感染症の感染状況を見極めて検討します。卒園前に学校まで散歩など保育のなかでも学校に親しみを感じられるように取りくみます。

- ⑥ 今年は、保育園を知ってもらうきっかけとしてのあそぼう会（地域のお子さん対象）の実施は見合わせますが、保育園見学など丁寧な対応と保育園の特徴を知らせ、選ばれる保育園を目指していきます。

6、今年度の重点事項

- ① 全職員で、保育園で大事にしてきた子どもの自我の育ちと仲間の中で育ちあう温かい関係性のある保育について何でも話せるよう、職員同士で尊重し合う雰囲気づくりに努めます。また職員が自ら自分の保育を見つめ、子どもの育ちに願いをもって語れるような保育が意識できるよう、丁寧な指導と実践の追求を行います。
- ② コロナ禍のなか、子ども達の育ちで大切にしたいことや行事を見直し検討を行い、楽しい保育ができるよう職員と一緒に工夫していきます。
- ③ 全職員の心身の健康管理を大切にし、様々な状況のなかでも元気に働いていけるよう、保育・労働条件の整備を心がけ、働きやすい職場環境を職員と相談しながら一緒に目指します。

古川ももの木保育園

2021年度、古川ももの木保育園の保育所経営を、次の計画ですすめていきます。

1.事業規模

(1) 入所児数

定員 90 名に対し 4 月は 104 名で出発し 8 クラスで行います

| 年齢 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 合計 |
|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|
| 0歳 | 9 | 9 | 10 | 10 | 11 | 11 | 12 | 12 | 12 | 12 | 12 | 12 | 132 |
| 1歳 | 18 | 18 | 18 | 18 | 18 | 18 | 18 | 18 | 18 | 18 | 18 | 18 | 216 |
| 2歳 | 21 | 21 | 21 | 21 | 21 | 21 | 21 | 21 | 21 | 21 | 21 | 21 | 252 |
| 3歳 | 19 | 19 | 19 | 19 | 19 | 19 | 19 | 19 | 19 | 19 | 19 | 19 | 228 |
| 4歳 | 19 | 19 | 19 | 19 | 19 | 19 | 19 | 19 | 19 | 19 | 19 | 19 | 228 |
| 5歳 | 18 | 18 | 18 | 18 | 18 | 18 | 18 | 18 | 18 | 18 | 18 | 18 | 216 |
| 合計 | 104 | 104 | 105 | 105 | 106 | 106 | 107 | 107 | 107 | 107 | 107 | 107 | 1272 |

(2) 職員体制

正規職員は、保育士 15 名、栄養士 1 名、事務員 1 名、園長の 18 名、臨時保育士 1 名
パート職員は保育士 6 名・事務員 1 名・看護師 1 名・調理員 5 名・用務 1 名の計 15 名、
総数 33 名体制で行います。他に嘱託医として内科医師・歯科医師各 1 名となります。

| | 保育士 | 栄養士 | 調理員 | 看護師 | 園長 | 事務.用務 | 合計 |
|----------|---------|-----|-----|-----|----|-------|----|
| 正規職員 | 15 | 1 | | | 1 | 1 | 18 |
| 臨時・契約職員 | | | | | | | |
| パート 6.0H | | | 2 | | | | 2 |
| パート 5.0H | | | | | | 2 | 2 |
| パート 4.5H | | | 1 | | | | 1 |
| パート 4.0H | 4(延長 1) | | 1 | 1 | | | 6 |
| パート 3.0H | 1 | | | | | | 1 |
| パート 2.5H | 1 | | | | | | 1 |
| 合計 | 21 | 1 | 4 | 11 | 1 | 3 | 31 |

(3) 保育事業内容

- ① 基本的運営費は、公定価格に基づいた委託費収入と大崎市補助金収入、保護者からの利用料収入（延長保育利用料・3歳以上児副食費）になります。

② 特別保育事業は、延長保育・標準時間（1時間延長）短時間（2時間）、地域活動事業（世代間交流・遊ぼう会等）を実施します。

(4) 職員の業務分担と役割

① 園長は主任保育士と協力し、総括的指揮をとります。

主任保育士と副主任は協力して、保育内容等保育全般を把握し職員間の関係及び保護者との関係が円滑にすすむよう努めます。日々の業務管理は主任保育士が行い、クラスリーダーはクラス運営していく為に定期的にクラス会議等を計画し、職員間の連携、保育技術の向上に努め、より良い保育が出来るようにしていきます。

② 食育については、栄養士と協力し1年間を通して計画的に取り組みます。地産食材をいかした献立、伝統的な献立を取り入れ、安全・安心な給食に取り組みます。

③ 保健業務については、看護師は園長・主任と連携しながら園児の健康管理・保護者支援と体調不良児の対応を引き続き行います。年間を通して感染症の予防に努めます。

④ 会計事務については、事務担当者中心にスムーズな会計業務が行えるよう努めます。日常の事務全般についても、本部の指導のもと事務能力の向上に努めていきます。

⑤ 保育室・園庭・遊具等の安全や環境整備は、用務職員と管理部が協力して維持管理や整備に努めていきます。

(5) 設備・環境・保育材料について

① 保育や行事に必要な設備の充実と教材・玩具の購入を計画的にすすめ、発達に応じた使い方、設定、環境づくりに引き続き努めます。

② 18年目を迎えるにあたり、園児用椅子や保育室のテーブルの入れかえなどを計画的に進め、園内の安全対策と環境整備を引き続き行います。

③ 園庭の安全点検を心がけていきます。散歩コースについては安全確認を行い、さらに、散歩先では遊ぶ前に職員が見回り安全確認したうえで遊びます。

2. 保育内容

(1) 保育目標と主な行事

① 児童憲章及び児童福祉法の精神のもと、子どもの最善の利益を守り、子どもたちの心身の健やかな育ちを保障するよう保育指針を重視していきます。各年齢に沿った活動を通して、しっかりとした自我を持ち仲間と共に育ち合い、豊かな知的興味と感性を育てていきます。

② 行事予定

| 月 | 主な行事 | 月 | 主な行事 |
|----|----------------|-----|------------------------|
| 4月 | 入園式・父母懇談会・内科健診 | 10月 | 運動会・総合避難訓練・内科健診 |
| 5月 | 子どもの日祭り. | 11月 | 収穫祭・保育参加 |
| 6月 | 総合避難訓練・歯科検診 | 12月 | クリスマス会・餅つき会 |
| 7月 | 夏まつり | 1月 | 歯科検診・文化鑑賞(ほうねん座)・父母懇談会 |

| | | | |
|----|--|----|-------------------|
| 8月 | 保育参加 | 2月 | 節分豆まき会・父母懇談会・育児講座 |
| 9月 | 5歳児お泊り会（泊まらない）・保育参加 ・秋の遠足（3歳児）（4歳児） | 3月 | ひな祭り会・卒園式・修了・進級式 |

月例行事・誕生会・避難訓練 地域のコロナ感染状況を鑑み計画を進めていきます

(2) 保育対象

生後8週の産休明けから就学前まで保育を行います。

(3) 保育時間

保護者の労働時間の多様化に対応し、7時から19時までの開所時間とします。保育標準時間の家庭は7時から18時までを通常保育とし18時から19時までの延長保育を行います。短時間保育の家庭は8時から16時までを通常保育とし午前7時から8時を早朝保育、16時から18時までを延長保育とします。土曜保育については7時から18時までとします。

(4) 保育方針

- ① コロナ感染拡大予防対策として、日々の手洗い・うがい・保育室の換気・加湿（冬期）・消毒・検温を行うなど年間を通し衛生管理に引き続き取り組みます。一人ひとりが健康で安全・安心に過ごせるように、日々の健康状態を観察し年齢に応じた適切な養護と衛生管理に努めます。健康管理として、年2回の内科健診と歯科検診を行います。
- ② 子どもの思いや気持ちを丁寧にくみ取ることで、子ども一人ひとりが安心して自分を表現し、子ども自身が主体となる生活づくりを大事にしています。
- ③ 職員一人ひとりが子どもの発達を十分に理解し、職員同士見通しをもって保育に当たります。また、子どもの姿を捉えながら各年齢ごとの活動や遊びを充実させます。
- ④ クラス懇談会や育児講座、保育参加、親子参加行事を重視し、保護者同士がつながれるような場や学び合える場を工夫していきます。（感染症予防に努めながら）
- ⑤ 1年間の見通しをもちながら保育士が中心となり、栄養士と協力しながら栽培活動や食育指導（衛生に配慮しながら）を進め、職員全体で取り組んでいきます。

(5) 安全管理

- ① 今年度も職員が安全管理マニュアルを理解し、保護者の協力や理解を得ながら事故防止に取り組みます。また、定期的に環境整備点検に努めます。
- ② 災害対策として、月1回の避難訓練と年1回の不審者対策訓練、水害時の訓練、年2回の総合避難訓練を、消防署や古川民主病院の協力で行い災害時の避難の仕方や瞬時の判断ができる力を身につけていきます。また、年1回備蓄倉庫の点検を行います。
- ③ 不審者対策のため、保育中や散歩中の対応について職員間で共通理解をもち、子どもの安全を第一に考えて行動できるようにしていきます。
- ④ 職員間の伝え合いを大切にしながら子どもたちが安全・安心に過ごせるようにしていきます。また、「アクシデント報告」を活用し全職員で検討する事を大切にしてい

きます。職員一人ひとりが危機管理能力を高めていきます。

3.保護者との連携・支援

- ① 職員間の情報共有を密にし、保護者の思いに寄り添いながら保護者と子どもとの安定した関係をはかるため職員全体で考えていくことを大事にしています。
- ② コロナ禍でもしっかりと保護者同士が繋がって関係を深めていけるように、感染症対策をとりながら年2回の父母懇談会を実施します。1回目はクラスの年間計画や保育内容を保護者と共に共通理解し、2回目は1年間の成長した子どもの姿をみんなで喜び合う場としていきます。地域の感染状況をみながら各クラス毎の保育参加も実施していき、懇談会や保育参加を通して保護者への理解を深め、連携がはかれるようにしていきます。
- ③ コロナ禍だからこそその保護者の背景を踏まえつつ、保護者と子どもとの関わり方や子育てについての知識を伝えていきます。
- ④ 育児講座を年1回行い就学に向けて保護者と学びあいます。
- ⑤ 関係機関と連携しながら支援の必要な家庭の情報を共有し園全体で支えています。

4. 職員の研修と評価

- ① 法人理念に基づいた保育や、子どもの人権を大切にする保育とはどういう事かを、職員全体で学んでいきます。日々の実践の中で学びを生かせるよう場面記録を活用していきます。また、園内研修を充実させていきます。
- ② 子どもの主体性を大切にするために各年齢ごとの発達の特徴を学び子どもの理解を確かなものにしていく研修を行います。
- ③ キャリアパスに従い法人・園外の研修を重視し一人でも多くの職員が研修に参加し、資質向上に努めていきます。
- ④ 自己評価シートを活用し、職員一人ひとりが自分の保育を振り返り、資質向上に努めていきます。また、職員同士がお互いを認め合える場を設け信頼関係を深めていきます。
- ⑤ 園全体の仕事の理解と職員集団の中での不安や悩みを解消して安心して働けるようにOJTの研修を行います。
- ⑥ 保育制度、社会保障などの情勢について積極的に学び、学習を位置づけ運動していきます。

5. 小学校や地域との連携

- ① 地域のコロナ感染拡大状況を鑑み、2020年度はできなかった、園・地域の行事や、老人施設との交流などを通して地域のみなさんと関係を深めていきます。
- ② 地域のコロナ感染拡大状況を見ながら、就学に向けての保・幼・小連絡会や要録の伝え合いのなかで小学校との連携をとり、子どもの育ちの連続性がはかれるようにしていきます。

- ③ 保育実習生の受け入れや中高生の職場体験の受け入れなどを通し保育園の役割を広く伝えていくことに貢献していきます。

6. 今年度の重点事項

- ① 「子どもに寄り添う保育とは」を今年度のテーマと決め全職員で深めていきます。
- ② 「場面記録」を今年度も活用し、職員全体で積極的に討議を深めます。その際どの職員も自分の意見を発言しやすいような雰囲気配慮します。また、中堅職員が中心になり内容が深まるように進め保育に活かせるようにします。
- ① コロナ禍で職員同士のコミュニケーションが取りにくくなっているため、管理部と中堅職員が協力し合って何でも話せる場を意識して作っていきます。そして、生き生きと働き続けられる職場作りを目指します。

下馬みどり保育園

2021年度、下馬みどり保育園の保育園経営を次の計画ですすめていきます。

1 事業規模

(1) 入所児童数 定員 60名

| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
|----|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|
| 0歳 | 6 | 6 | 6 | 9 | 9 | 9 | 9 | 9 | 9 | 9 | 9 | 9 |
| 1歳 | 11 | 11 | 11 | 11 | 11 | 11 | 11 | 11 | 11 | 11 | 11 | 11 |
| 2歳 | 12 | 12 | 12 | 12 | 12 | 12 | 12 | 12 | 12 | 12 | 12 | 12 |
| 3歳 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 11 | 11 | 11 | 11 | 11 | 11 | 11 |
| 4歳 | 15 | 15 | 15 | 15 | 15 | 15 | 15 | 15 | 15 | 15 | 15 | 15 |
| 5歳 | 11 | 11 | 11 | 11 | 11 | 11 | 11 | 11 | 11 | 11 | 11 | 11 |
| 合計 | 65 | 65 | 65 | 68 | 68 | 69 | 69 | 69 | 69 | 69 | 69 | 69 |

- ・4月は、3歳児が予定数確保できず3歳児10名、在園児数65名でのスタートとなります。
- ・3歳児は途中入園の希望を出しつつ希望者がいたら2名まで受け入れます。(昨年度実績から9月に1名増で計画します。)
- ・0歳児は7月から9名受け入れます。そのための人員は4月から確保しています。
- ・在園児数71名を目指して、入園児童確保を計画的に行います。

(2) 職員体制

| | 園長 | 副園長 | 保育士 | 栄養士 | 調理員 | 看護師 | 事務員 | 保育補助用務員 | 合計 |
|-----------|----|--------------|-----|-----|-------|--------|-----|---------|----|
| 正規職員 | 1 | 1 | 12 | 1 | | | | | 15 |
| パート6H | | | 1 | | 1 | 1 | 1 | | 4 |
| パート5H | | | | | | | | 1 | 1 |
| パート4H | | | 1 | | | | | | 1 |
| パート3H | | | 1 | | | | | 1 | 2 |
| パート(不定期) | | | | | 1(6H) | | | | 1 |
| パート2H(派遣) | | | 1 | | | | | | 1 |
| 合計 | 1 | 1 | 16 | 1 | 2 | 1 | 1 | 2 | 25 |
| 嘱託医 | 内科 | 坂総合病院 小児科 | | 1 | 歯科 | こう歯科医院 | | 1 | 2 |

- ・その他、育児休業者は1名です。
- ・今年度から副園長を配置し、より円滑に運営できるようにします。
- ・7月からの0歳児受け入れのために、昨年度よりも1名多い体制となっています。

(3) 保育事業内容

- ① 基本的運営は公定価格に基づいた給付金と多賀城市補助金・利用料（延長保育料金、病後児保育料金、給食費）収入によります。
- ② 特別保育事業として乳児保育、障害児保育のほか、延長保育、病後児保育事業を行います。病後児保育については、年間 50 名の利用を目指して保育施設や小児科等への営業活動に取り組んでいきます。

(4) 職員の業務分担と役割

①クラス担当保育士

| クラス名 | 年齢 | 児童数 | 保育士数 | 備考 |
|--------|---------|-----|------|---------------------|
| ひよこ組 | 0 歳児 | 9 | 3 | 4 月は 6 名、7 月から 9 名 |
| つばめ組 | 1 歳児 | 11 | 2 | |
| はと組 | 2 歳児 | 12 | 2 | |
| ひばり組 | 3 歳児 | 11 | 2 | 4 歳児障害児 1 名 |
| はくちょう組 | 4, 5 歳児 | 25 | 2 | 4 歳児 14 名、5 歳児 11 名 |
| 合 計 | | 68 | 11 | |

②その他の職員の業務

| 職種 | 人数 | 業務内容 |
|----------------|----|---------------------------|
| 園長 | 1 | 園全般の管理運営・統括・会計責任者 |
| 副園長 | 1 | 園全般の管理運営・統括・園長補佐 |
| 主任保育士 | 1 | 保育全般の把握及び指導・業務管理・園長、副園長補佐 |
| クラス担任保育士 | 10 | クラス保育業務及び指導計画の立案・記録等の事務 |
| フリー保育士 | 2 | 保育士の休暇等の代替えとしての保育業務 |
| 障害児担当保育士 | 1 | 障害児等の保育業務及び指導計画の立案・記録等の事務 |
| 延長保育士 | 3 | 朝夕の延長保育時間帯の保育業務 |
| 看護師 | 1 | 病後児保育・児童の健康管理・保健指導 |
| 栄養士 | 1 | 給食全般に関する業務(献立の立案・調理・食育活動) |
| 調理員 | 1 | 給食調理・給食室清掃 |
| 事務員 | 1 | 事務全般(会計出納・その他の事務) |
| 用務員 | 1 | 環境整備・清掃・下膳等 |
| 不定期職員 (調理員) | 1 | 栄養士又は調理員が不在時に勤務 |
| 合 計 | 12 | |

(5) 設備・環境

- ①保育活動に必要な教材や環境を整えます。
- ②児童の安全と健康を守るために必要な設備や環境の整備をします。

③園庭の定期的な整備と、今後の改善計画を検討しながら環境整備を進めます。

2 保育内容

(1) 保育目標と主な行事

- ・児童憲章・子どもの権利条約の精神に則り、児童福祉法及び保育所保育指針に基づいて、子どもの人権を尊重し、子どもの最善の利益を考慮し、心身の健やかな育ちを保障するように取り組みます。
- ・安心できる保育者との信頼関係を土台に、「寝る・食べる・遊ぶ」などの基本的な生活を大事にし、豊かな遊びと人とのかかわりを通して、人格の基礎である自我を育て、仲間と共に育ちあい、豊かな知的興味と感性をもった子どもに育つよう取り組みます。

年間行事予定

| 月 | 主な行事 | 月 | 主な行事 |
|----|------------------------|-----|---------------------------|
| 4月 | 進級式・入園式 | 10月 | 運動会・内科健診・歯科健診 サンマパーティー |
| 5月 | 遠足・内科健診・歯科健診 クラス懇談会 | 11月 | 焼き芋会・ほうねん座鑑賞 |
| 6月 | 交通安全教室・クラス懇談会 | 12月 | クリスマス会・餅つき |
| 7月 | 夏まつり | 1月 | お正月遊び・育児講座 クラス懇談会 |
| 8月 | お泊り保育 | 2月 | 豆まき・交通安全教室 |
| 9月 | 交通安全教室 | 3月 | ひな祭り会・卒園式・修了式 |

*上記の他、誕生日会と避難訓練を毎月行います。

*地域活動を年6回行います。

(2) 保育対象

生後8週(産休明けから)就学前まで保育します。

(3) 保育時間

午前7時から午後6時までを標準保育時間とします。その後午後7時までの1時間の延長保育を行います。(土曜日は延長保育を実施しません。)午前9時から午後5時までの時間までを短時間保育時間とします。

(4) 保育方針

- ① 子ども一人ひとりが健康で安全に過ごせるように、日々の健康状態を把握し、必要な配慮ができるようにしていきます。嘱託医による年2回の内科健康診断と歯科検診を実施します。感染症対策は看護師とクラス担任が連携し年間を通して取り組み、子どもの発達に応じて手洗い、うがいの習慣が身につくよう指導していきます。職員それぞれが、清潔で快適な保育環境を作っていくようにします。
- ② 子どもの発達を十分に理解し、年齢毎の遊びや課題別の活動を充実させます。日々の遊びや活動の積み重ねを行事の取り組みにつなげ、子どもたちが喜びや達成感を得

られるようにしていきます。日常的に子どもの姿を伝えあい職員間の情報共有をしていきます。

- ③ 子どもの思いに寄り添いながら、どの子どもも安心して自分を表現でき、気持ちよく生活できるようにしていきます。また自信をもって仲間とともに育ちあえるようにします。
- ④ 0歳児を7月から3名受け入れを増やし、育休あけで保育園を利用したいという地域のニーズに答え地域支援を行います。
- ⑤ 障害児等保育の対象は4歳児1名となります。3歳児1名は保護者と連携を行いながら、障害児保育の対象児として個別支援を行う予定です。発達への援助とともに、クラスの仲間と育ちあう関係づくりを大切にしていきます。また、発達に困難を抱え配慮が必要な子どもたちについても、職員の子どもの理解を深めながら、方針を持って働きかけていけるようにします。

(5) 安全管理

- ① 安全管理マニュアルを4月職員会議で確認し、職員一人ひとりが安全保育に対する意識を常に持てるようにしていきます。リスクマネジメント委員会でヒヤリハットから学び、委員会を中心に安全に配慮した環境づくりをしていきます。
- ② 毎月の避難訓練は様々な想定（竜巻等も）で計画し、職員一人一人が、自分で判断すること、連携して行動することの両方が訓練できるような内容にしていきます。
- ③ 子どもの安全を確保するための情報は保護者にもお便り、掲示などを通して伝え、共通の認識で取り組めるようにしていきます。（服の安全性、遊具での遊び方等）

3 保護者支援と連携

- ① 保護者の生活実態や仕事の状況が理解できるように努め、保護者の子育ての思いに寄り添い一緒により良い子育てができるように支援していきます。
- ② 年2回のクラス懇談会や、保育参観、保護者参加の行事を通し保育園を理解してもらい、ともに子どもの育ちを認め合い、よりよい関わりが持てるようにしていきます。また、保護者同士が交流できる場としていきます。卒園児保護者を対象に就学にあたり現役の先生を迎えての交流会を実施します。
- ③ 子どもの健康についての相談を通して、育児不安を解消できるようにしていきます。また病後児保育を実施し地域の子育て支援をしていきます。
- ④ 保護者アンケートを実施し、保護者の要望や意見など保育園評価を把握し、改善に努めていくようにします。
- ⑤ 非常時には緊急連絡一斉メールを利用し、迅速に保護者へ情報を伝え、安心してもらえるようにします。
- ⑥ 多賀城市要保護児童対策地域協議会に結集して地域の状況を把握し、地域支援に努めていきます。

4 職員の研修と評価

- ① 今年度も処遇改善Ⅱ要件のキャリア研修を優先的に受けられるように外部研修の計画を立てていきます。また、他の外部研修に一人1回は行くことができるように体制も検討していきます。研修の復命書を重視し、研修内容が全職員のものとなるようにしていきます。
- ② 毎月のクラス会議での学習を位置付け、年齢別の発達を中心に学び、職員一人ひとりが子ども理解を深めていけるようにします。
- ③ 園内研修は実践（うた、わらべうた、リズムなど）で技術向上できるようにしていきます。保育環境について1年間を通して学び、子どもの発達と理念に合った室内、園庭の環境整備を検討、実践していきます。
- ④ 毎日の業務が研修の場と位置付け、ともに学びあう環境を作ります。
- ⑤ 園内外の自主研修へ参加します。
- ⑥ 散歩・外遊びなどを積極的に計画し、安全に十分気を付けながら子どもの健康な体づくりをめざしていきます。

5 小学校や地域との連携

- ① 多賀城市保育・教育施設と小学校との連携事業（年4回）に参集し学んでいきます。
- ② 保育実習生や研修医、ボランティアを受け入れ活動の場を提供します。
- ③ 夏まつりや運動会、季節ごとの行事を地域にお知らせし、保育園について理解してもらう機会としていきます。
- ④ 地域の乳幼児を対象に「あそぼう会」を年6回実施します。ホームページ上に「育児相談いつでもどうぞ」を表明し、地域の保育園として子育て支援に取り組みます。
- ⑤ 地域の子どもの健全な育成を図るため、要保護児童対策地域連絡協議会等各種会議に参加し、地域の子どもたちの状況を把握できるようにします。
- ⑥ 小学校や児童館と連携をとり子どもの成長の連続性を図ります。

6 今年度の重点目標

- ① 研修や会議での学習や職員間で日常的に子ども姿を伝え合うことを通して、子ども理解を深め「子どもを主人公にする保育」を追求し、「自我の育ち」と「仲間の中で育ちあう関係づくり」を大切に実践が積み重ねられるようにしていきます。
- ② 職員一人ひとりが年齢発達に応じ系統的に取り組むことができるように、発達の学習や保育計画（デイリープログラム等の見直し）の検討を行います。
- ③ マニュアルの研修と共に、事故報告やヒヤリハット事例による研修等を行い、子どもの安全に対する意識を高め、園全体でけがや事故のない保育をめざします。
- ④ コロナウイルス感染症やその他の感染症に対して知識を共有し、職員全体で感染予防を実施します。また、衛生管理についてもマニュアルの確認、研修を行い、衛生管理の意識を高め取り組めるようにします。
- ⑤ 保護者との信頼関係を築くために、日常の保育の様子や保育園で大切にしていることをわかりやすく伝える工夫をしていきます。また、保護者の意見や要望には、誠実に

対応し、保護者が、安心して子どもを託すことができるように努めます。

- ⑥ 職員一人ひとりが、健康でいきいきと働き続けられるような職場環境をつくっていくために、互いに尊重し合い、十分なコミュニケーションが取れるようにしていきます。また、経験や立場に応じた役割分担と、集団的な討議による運営をさらに意識して取り組みます。
- ⑦ 子どもを守る保育者として、社会情勢に目を向け、平和で誰もが安心して生活していくことができる社会をめざし、職場全体で社会保障運動に取り組みます。「多賀城市よい保育をすすめる会」に保育園全体でかかわれるよう取り組んでいきます。
- ⑧ 0歳児や3歳児の確保が困難になってきている状況があります。在園児数71名を確保するためにも、園児確保活動計画を作成し具体的に取り組んでいきます。

古川くりの木保育園

2021年度、古川くりの木保育園の保育所経営を次の計画ですすめていきます。

事業規模

(1) 入所児数

8年目の今年は、定員75名に対して0～4歳児73名が持ち上がり、新たに11名の0、1歳児が入所し84名でスタートします。

| 年齢 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 合計 |
|----|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|------|
| 0歳 | 8 | 9 | 12 | 12 | 12 | 12 | 12 | 12 | 12 | 12 | 12 | 12 | 137 |
| 1歳 | 15 | 15 | 15 | 15 | 15 | 15 | 15 | 15 | 15 | 15 | 15 | 15 | 180 |
| 2歳 | 15 | 15 | 15 | 15 | 15 | 15 | 15 | 15 | 15 | 15 | 15 | 15 | 180 |
| 3歳 | 15 | 15 | 15 | 15 | 15 | 15 | 15 | 15 | 15 | 15 | 15 | 15 | 180 |
| 4歳 | 15 | 15 | 15 | 15 | 15 | 15 | 15 | 15 | 15 | 15 | 15 | 15 | 180 |
| 5歳 | 16 | 16 | 16 | 16 | 16 | 16 | 16 | 16 | 16 | 16 | 16 | 16 | 192 |
| 合計 | 84 | 85 | 88 | 88 | 88 | 88 | 88 | 88 | 88 | 88 | 88 | 88 | 1049 |

(2) 職員体制

正規職員17名、臨時職員2名・パート職員12名の職員総数31名で行います。

一時保育は、正規1名とパート1名で行います。

他に嘱託医として古川民主病院の内科医師・歯科医師各1名となります。

| | 保育士 | 栄養士 | 調理員 | 看護師 | 園長 | 事務用務 | 合計 |
|----------|-----|-----|-----|-----|----|------|----|
| 正規職員 | 15 | 1 | | | 1 | | 17 |
| 臨時職員 | 2 | | | | | | 2 |
| パート 6.0H | 3 | | 1 | 1 | | 1 | 6 |
| パート 5.0H | | | 1 | | | 1 | 2 |
| パート 4.0H | 3 | | 1 | | | | 4 |
| 合計 | 23 | 1 | 3 | 1 | 1 | 2 | 31 |

(3) 保育事業内容

① 基本的運営は、委託費と特別事業の補助金・利用料と大崎市独自の補助金（私立保育園運営費補助と障がい児保育補助）で運営します。

② 特別保育事業として、乳児保育（8名）障害児保育（1名）、一時保育（1日平均5名）病後児保育（月平均5名）、延長保育事業（標準時間—1時間延長児14名、短時間—延長児6名）を行います。

(4) 職員の業務分担と役割

- ① 園長、主任保育士 1 名、副主任 2 名の管理部体制のもと運営にあたります。園長は、園全体の運営管理指揮をとります。主任保育士と副主任は 6 クラスの保育を把握し職員間や保護者の連携をはかり、関係が円滑にすすむよう努めます。
- ② 一時保育と病後児保育は、昨年度の状況を踏まえ、要望に応えられる体制づくりを担当職員と中心に管理部が協力して進めていきます。
- ③ 食育については、栄養士を中心に給食職員と保育士が連携しながら、家庭・保護者と情報を共有・協力して取り組みます。
- ③ 保健業務については、看護師を中心に管理部・保育士と連携しながら園児の健康管理と保護者支援に努めます。また病後児保育の取り組みを、大崎市と相談しながらさらに充実を図っていきます。
- ④ 会計事務については、事務職員が経理会計と日常の事務全般を担当し、園長が責任を持ち、本部の指導のもと園経営の安定と事務業務の向上に努めていきます。
- ⑤ 保育室・園庭・遊具等の安全や環境整備は、用務職員と管理部が協力して維持管理と整備に努め改善を図っていきます。

(5) 設備・環境・保育材料について

- ① 保育や行事に必要な備品の充実と教材・玩具の購入を計画的にすすめ、発達に応じた使い方や環境づくりに努めます。
- ② 保育する中、不具合や改善が必要なところは、園児の安全の観点で建設業者等と相談しながら改善・改修に努めます。
- ③ 園庭や周辺の散歩コースに危険がないか、地域の方の協力のもと安全点検に心がけていきます。
- ④ 防災倉庫の設置を行います。防災備品についても計画的に整備、購入していきます。

2. 保育内容

(1) 保育目標と主な行事*

- ① 児童憲章及び児童福祉法の精神のもと、子どもの最善の利益を守り、子どもたちの心身の健やかな育ちを保障するよう保育指針を重視していきます。各年齢にそった活動を通して、しっかりした自我を持ち仲間と共に育ち合い、豊かな知的興味と感性を育てていきます。
- ② 行事予定

| 月 | 主な行事 | 月 | 主な行事 |
|-----|------------------|------|----------------------|
| 4 月 | 入園式・父母懇談会・前期内科健診 | 10 月 | 運動会・総合避難訓練 後期内科健診 |
| 5 月 | 子どもの日祭り・歯科検診 | 11 月 | やきいも会・不審者訓練 |
| 6 月 | 総合避難訓練 | 12 月 | クリスマス会 後期歯科検診 |

| | | | |
|----|-----------------|----|------------------|
| 7月 | 夏まつり(子どもと保育者のみ) | 1月 | 餅つき会 |
| 8月 | | 2月 | 節分豆まき会・父母懇談会 |
| 9月 | お楽しみ保育(5歳児) | 3月 | ひな祭り会・卒園式・修了・進級式 |

月例行事・誕生会、地域交流活動「あそぼう会」、避難訓練

(2) 保育対象

生後8週の産休明けから就学前まで保育を行います。

(3) 保育時間

大崎市では短時間認定の場合、8時から16時までの利用。その前後を超えた場合は延長保育となります。標準時間認定の場合、7時から18時まで利用。18時～19時は延長保育となります。土曜保育については7時から18時までとします。

(4) 保育方針

① 今年度は新入園児11名を迎え入れ84名になります。乳児組は38名、幼児組は46名になります。0歳児8名ですが、途中入所を考え12名を予定しています。乳児組では、一人一人に丁寧に関わり発達に合わせた援助方法、子どもの気持ちを受け止めながら保育をしていきます。幼児組は集団作りにねらいを置きながら、2人組、グループ活動など生活の中でお互いの存在を認め合う関係を作っていきます。異年齢交流を通して、憧れの気持ちを持ったり、お世話できる喜びを味わえるようにしていきます。

健康管理として、年2回の内科健診と年2回の歯科健診を行います。

② 集団づくりとして、0歳児は担当制、1歳児は少人数制、2・3歳は2人組、4・5歳児はグループ活動などが定着してきました。全職員で集団作りの学習も行いながら、友だちに自分の思いを伝えたり、相手の気持ちに気づき仲間の中で育ちあえる保育を引き続きしていきます。

③ 子どもの発達を十分に理解しあえるよう園内研修を行っていきます。外部研修はコロナの影響で難しいと思いますが、zoomなどのリモートを使って、積極的に受けます。また年2回の総括会議を含め、日頃から園全体で子どもの姿を伝え合うことを大切にしていきます。場面記録の実践もクラス会議で定着しています。子どもの捉え方や子ども理解に努め、保育の手立ての一つとして日々の保育に活かしていきます。また、発達の基本を学び直し全職員で共有していきます。

④ 障害児が1名(5歳児)います。職員全体で理解を深め障害を持っている子への援助と保護者の支援を行います。また、障害児の理解等を担当職員、管理部が入りながら会議を設け学び合います。

⑤ 食育の一環として、野菜に興味・関心を持ち自分たちで野菜を育てる喜びが持てるよう、栽培活動に取り組みます。また、クッキング、旬な野菜、行事食を通して食べる喜びを感じられるようにします。

(5) 安全管理

- ① 古川くりの木保育園の災害マニュアルや安全マニュアル、園内にある危険箇所を職員同士で確認しあい事故防止に全職員で取り組みます。震災から10年を迎え防災について学べる機会を設けます。また、定期的に環境整備点検を行っていきます。
- ② 災害対策として、毎月の避難訓練と年1回の不審者対策訓練、年2回の総合避難訓練を、消防署と協力して必要な経験を身につけていきます。
水害の訓練も年1回行っていきます。
- ③ 避難場所や緊急時のマニュアルなどは、4月のおたよりや重要事項説明書に記載しながら保護者や職員と確認していきます。
- ⑤ 不審者対策のため、保育園での保育中・散歩中の対応について職員間で共通理解をもち、行動できるように確認していきます。園外保育（散歩先など）で起こる災害について、職員と確認し共通の避難場所や訓練を行っていきます。

3、保護者支援

- ① 保護者が安心して保育園に子どもを預けることができるよう日々の伝え合いを大切に、信頼関係づくりに努めていきます。また、子どもの成長や育ちを伝えあい、子育てを援助していきます。保護者アンケートを年1回行って保護者の思いや要望を把握していきます。
- ② 子育ての悩みなどに丁寧に応えながら、子どもの発達にとって何を大切にしていかなければいけないのかを共に考えていきます。(生活リズムの大切さ、メディア(スマホ)の影響、丈夫な体作りなど)
- ② 年2回の平日午後の父母懇談会では保護者と理解を深め、保護者同士が繋がる場として行きます。昨年開催できなかった保育参加も、1日1組限定で参加できる工夫をしていきます。
- ③ 一時保育事業では、コロナが続く中、安全に利用してもらいながら、孤立しがちな保護者の子育ての悩みなどに寄り添っていきます。
- ④ 病後児保育では、看護師と連携しながら安心して利用できるようにしていきます。また、子育て支援課にパンフレットを置いてもらい、気軽にろできるようにしていきます。
- ⑤ 保護者理解の面では、5歳児(前期)や障害児(父母懇談会后)については個別面談を行います。保護者の思いや悩み、家庭の状況を把握することを努めていきます。また、必要に応じてその他の家庭についても面談をしていきます。

4. 職員の研修と評価

- ① 研修計画を立てて職員一人ひとりの専門性を高めていきます。法人理念に基づいた保育や子どもの発達の学習などを行い全職員で共通認識のもと保育していきます。社会保障、憲法9条など保育以外の物事にも目を向け学習していきます。
- ② 県連や法人・保育園内外の研修(zoom参加を重視)に多くの職員が学べるように

していきます。

- ③ キャリアアップ研修も計画的にすすめていきます。
- ④ キャリアパスの計画に基づきながら、職員の自己評価や面談を行い、職員の課題や目標を明確にし、共通理解を深めながら一人一人の専門性を高めていきます。中堅職員をはじめ、クラスのリーダーが力を発揮できるように、保育を共に考え支え合えるようにしていきます。

5. 小学校や地域との連携

- ① 就学に向けて幼・保・小の連絡会や児童要録の伝え合いの中で小学校との連携を行い子どもの育ちの連続性が作れるように努めます。また、アプローチカリキュラムの作成を行います（法人として）
- ② 地区役員さんや地域のみなさんと清掃作業等の社会貢献を通して関係を築いていきます。
- ③地域の小規模保育園の相談窓口となり、ほけんのおたよりの発行や相談を行い子育てのサポートを行っていきます。

6. 今年度の重点事項

- ① 全職員で法人の理念や保育方針に基づき、年齢ごとの発達、子どもの捉え方を学んでいきます。場面記録は、会議や園内研修に位置づけ学び合いをしていきます。民医連の綱領や社会保障など保育に紐付け、わかりやすく職員に伝え学びます。わらべ歌は年間を通して学んでいきます。
- ② 年齢ごとの発達や大切にしたい保育を1人1人の職員が理解し、実践できるよう学びあう1年にします。総括も乳児組は早い時期に開催し、その後の保育実践に生かせるようにします。
- ③ 全職員の心身の健康管理を大切にし、生き生きと働けるような職場づくりをしていきます。
- ④ 病後児保育事業では、大崎市の窓口や福祉プラザなどにパンフレットを置かせてもらい、多くの方に事業を知ってもらい利用につながるよう努めていきます。引き続き、小規模保育園へ保健のおたよりを発行、相談窓口を行い、連携を取りながら進めていきます。
- ⑤大崎市に対して、特別保育事業の一時保育・病後児保育の補助金、大崎市独自の障害児補助金の増額を訴え、働きかけをしていきます。

岩切たんぽぽ保育園

2021年度、岩切たんぽぽ保育園の経営を次の計画ですすめていきます。

1. 事業規模

(1) 入所児童数

今年度は以下のような受け入れ人数で運営にあたります。新入園児は16名（0歳児7名 1歳児4名、2歳児2名、3歳児2名 4歳児1名）の見込みです。

| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
|----|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|
| 0歳 | 8 | 8 | 8 | 9 | 9 | 9 | 9 | 9 | 9 | 9 | 9 | 9 |
| 1歳 | 12 | 12 | 12 | 12 | 12 | 12 | 12 | 12 | 12 | 12 | 12 | 12 |
| 2歳 | 12 | 12 | 12 | 12 | 12 | 12 | 12 | 12 | 12 | 12 | 12 | 12 |
| 3歳 | 12 | 12 | 12 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 |
| 4歳 | 14 | 14 | 14 | 14 | 14 | 14 | 14 | 14 | 14 | 14 | 14 | 14 |
| 5歳 | 15 | 15 | 15 | 15 | 15 | 15 | 15 | 15 | 15 | 15 | 15 | 15 |
| 合計 | 73 | 73 | 73 | 75 | 75 | 75 | 75 | 75 | 75 | 75 | 75 | 75 |

(2) 職員体制

2021年度は、主任保育士1名、副主任保育士1名（1名は産休中）、1名新入職員を含み以下の体制にて運営していきます。

| | 園長 | 保育士 | 栄養士 | 調理員 | 看護師 | 事務 | 用務員 | 合計 |
|-------|----|-----|-----|-----|-----|----|-----|----|
| 正規職員 | 1 | 12 | 1 | | | | | 14 |
| パート6H | | 1 | | | | | | 1 |
| パート5H | | 1 | | 1 | | 1 | | 3 |
| パート4H | | 1 | | 2 | 1 | | | 4 |
| パート3H | | 1 | | | | | 2 | 3 |
| パート2 | | 1 | | | | | | 1 |
| 合計 | | 17 | 1 | 3 | 1 | 1 | 2 | 26 |

※嘱託医・宮林こどもクリニック（小児科） ひだまりデンタルクリニック（歯科）

(3) 事業分担

| 職種 | 人数 | 業務内容 |
|----------|----|------------------------|
| 園長 | 1 | 園全般の管理運営・統括、会計責任者 |
| 主任保育士 | 1 | 保育全般の把握及び指導、業務管理、保護者支援 |
| クラス担任保育士 | 10 | クラスの保育及び指導計画、日誌などの事務 |
| フリー保育士 | 1 | 休暇の代替え(内1人、4H) |
| 障がい担当保育士 | 1 | 障がい児の支援、援助 |
| 延長保育士 | 2 | 早番補充・延長保育担当 |

| | | |
|-----|----|----------------------|
| 看護師 | 1 | 児童の健康管理、保健指導 |
| 栄養士 | 1 | 給食全般に関する業務（献立、調理、食育） |
| 調理員 | 3 | 給食調理、給食室清掃 |
| 事務員 | 1 | 事務全般（出納業務・経理・その他の事務） |
| 用務員 | 2 | 環境整備、園内外清掃、下膳など |
| 合計 | 26 | |

（3） 保育事業内容

- ① 基本的運営は、公的価格に基づいた委託費、各補助金、利用料（延長保育、主食費・副食費等）によります。利用料金収入は1時間（18:15～19:15）と2時間（18:15～20:15）の延長保育料金になります。幼児組の主食・副食代金、未満児組の紙おむつ廃棄代金が入ります。
前年度に続き、3歳児等の募集を区役所に訴えていきます。
- ② 特別保育事業は、乳児保育最終的に9名、障がい児保育3名、延長保育9名目標に行います。

2. 保育内容

（1） 保育目標と主な行事

- ① 児童憲章、保育指針に基づいて、子ども達の心身の健やかな育ちを保障するために取り組みます。「寝る・食べる・遊ぶ」などの基本的な生活を大事にし、あたたかい人との関わりを保育の中心にします。
職員は子どもの人権を大切にし、一人ひとりの子どもが、自分の思いを十分出せることと、仲間と共に育ちあえる関係を作り、豊かな知的興味と感性を持った子どもに育つように創意と工夫のある保育内容を追求します。

② 年間行事

| 月 | 主な行事 | 月 | 主な行事 |
|---|-------------|----|-------------|
| 4 | 入園式・内科健診 | 10 | 運動会 ほうねん座公演 |
| 5 | 保護者懇談会 | 11 | 焼き芋会 |
| 6 | 歯科健診 保護者懇談会 | 12 | 発表会 |
| 7 | 夏祭り | 1 | 年長組育児講座・懇談会 |
| 8 | | 2 | 豆まき会 |
| 9 | 運動会総練習 | 3 | ひな祭り会・卒園式 |

※ お誕生会。避難訓練は毎月行います。

（2） 保育方針

- ① 新型コロナウイルスが終息の見通しが無いところで、子ども達が健康に過ごせるように前年度同様に、感染対策に強めていきます。一年を通して保育士、看護師と連携し保護者の協力をお願いしながら感染症の予防に取り組みます。子どもの発達に応じて、手洗い、うがい、歯磨きの習慣が定着するように各クラス毎に指導していきます。

- ② 子どもの発達を十分理解し、一年を見通した活動に取り組めるようにします。日常的に子どもの姿を伝えあい、職員全体で一人ひとりの子どもを見ていく視点に立てるようにしていきます。
- ③ 子どもの内面を捉え、どの子も安心して自分を表現でき、気持ちよい生活ができるようにしていきます。また様々なことに意欲的に取り組めるように保育内容について検討し工夫していきます。
- ④ 障がい児は、4歳児クラスに1名となります。そのほかにも個別の援助が必要な子どもがいるので、発達援助と共に、クラスの仲間と育ち合う関係づくりをしていきます。また保護者とも面談重ね、発達支援センターなどにつなげていきます。
- ⑤ 「たべるとは生きること」を基本に、給食職員と担任が連携した食育活動（野菜の栽培・クッキング・栄養指導）に取り組めます。

(3) 安全管理

- ① 安全管理マニュアルを全職員で確認し、ヒヤリハット報告を共有して、安全に対する意識を常に持てるようにします。園外保育（散歩）や毎日の登降園時は、交通量の多い道路に面している保育園として、安全への配慮が特に必要となるので、園児、保護者への注意喚起を同時に行っていきます。毎月の避難訓練は様々な想定（浸水、竜巻、不審者、交通事故など）を考え計画実施していきます。マニュアルだけでなく、職員自らも危険予知ができるよう自ら判断し行動できるように研修を重ねていきます。
- ② 安全な生活が送れるように。施設点検を定期的に行い、危険個所の把握、改善に取り組みます。保護者に対しては必要な情報を伝え、園門扉の施錠、服の安全性、靴、玩具、遊具での遊び方など共通の認識で取り組めるようにしていきます。
- ③ 自然災害発生時には、安否確認アプリシステムを活用し保護者に情報を発信します。

3. 保護者支援と連携

- ① 保護者との信頼関係を築けるよう、疑問には丁寧に応えるようにしていきます。生活実態や仕事の状況が理解できるように努め、子育ての思いに寄り添いながらよりよい子育てができるように支援していきます。
- ② 前年度はコロナの関係で保護者懇談会が1回のみとなりましたが、今年度は感染対策に気を付けながら、2回実施したいと思います。
懇談会の位置づけとして、子どもの発達や子どもとの関わり方を理解してもらえ、また保護者同士が子育ての困難、楽しいこと情報交換の場として開催します。保護者から回答し大きな行事のあとにとったアンケート、保育園の評価としてとらえ、改善点や課題は職員で共有し今後の取り組みに反映させます。
- ③ 園だより、クラスだより、行事の写真の掲示で、園の方針や子どもの様子が保護者に伝わるようにしていきます。またホームページにも保護者だけでなく地域にむけ保育園の役割が伝わるような工夫していきます。
- ④ 看護師の専門性を生かし、子どもの健康に関する相談などを通じて育児不安が軽減でき

る支援をしていきます。

4. 職員の研修と評価

- ① 新入職員と共に、ひとり一人の子どもを大切にする保育の意味が捉えられるよう学習を進めていきます。子どもの発達について学び、共通の認識が持てるようにするとともに、職員の不安や疑問に答え、保育に意欲的に取り組めるような環境をつくっていきます。
- ② キャリアアップ研修を含め、計画的に園内外の研修にどの職員も参加できるようにし、個人の資質を高めるようにしていきます。学んだことを復命することで、全職員の学びにつなげるようにします。また職員みんなで同じ話を聞き共通理解できる場として法人研修や自主研修（保問研・合研）を位置づけ参加を呼びかけます。
- ③ 年2回の自己評価と保育園評価を計画的に行い、より質の高い保育をめざします。
- ④ パート保育士とクラス保育や園の保育方針を理解してもらうためにも、総括にはできる限り参加の方向にしたいです。園長と短時間の面談時間をとるようにして保育理念を共有していきます。

5. 小学校や地域との連携

- ① 地域の子どもの健全な育成を図るため、「岩切子育てネットワーク会議」に参加し、関係機関との連携を深め、ネットワーク主催の行事に参加していきます。また小学校や児童館と連携をとり成長の連続性を図ります。
- ② コロナが一定終息したら、地域の未満児園児を対象に親子で触れ合う「わらべうた」を中心に「遊ぼうかい」「園庭解放」などを開催します。
近隣住民とのつながりを大切に、行事や様々な取り組みのさいには、チラシ配布しながら案内をよびかけます。

6. 今年度の重点課題

- ① 開園5年目を迎え、法人理念、保育理念を全職員理解し、計画的に進めていきます。
- ② 子ども安全に対し危険予知、回避する意識が持てるように、安全マニュアルの確認や、ヒヤリハットの振り返りから、園全体のけがや事故のない保育を進めていきます。
- ③ 職員が行事などの役割分担を通して全体を把握してまとめていく力をつけていくようにします。また職員が主体的に保育に取り組めるように援助していきます。
- ④ 職員一人ひとりが健康で生き生きと働けるような職場関係、風通しの良い職場環境をつくっていきます。
- ⑤ 子どもを守る立場で、平和で誰もが安心して生活していくことができるように社会を目指し職場全体で社会情勢を学び、社会保障運動に取り組みます。
- ⑥ 90名定員に対し、ここ数年は80名にも届いていません。安定した保育園経営を保障するために、3歳以上児童確保のために、未満児クラスの園児数の確保を計画していきます。また保育園、小規模保育園が増えている中、選ばれる保育園として、保育の質の向上、ホームページの活用等工夫していきたいです。

- ⑦ 保護者と子どもを真ん中にし、信頼関係を大切にし、子育てを楽しんでいきます。

くさの実保育園

2021年度くさの実保育園の事業計画は次のとおりです。

1 概要

坂総合病院の職場保育所（認可外保育所）として病院と当法人が委託契約をして保育事業を運営します。

2 事業内容

| 区分 | 定員 | 保育時間 | 備考 |
|------|----|---------------|-----------------|
| 日中保育 | 20 | 8:00 ～ 18:00 | 生後 57 日～1 歳の年度末 |
| 夜間保育 | 10 | 16:00 ～ 21:00 | 生後 57 日～小学 3 年生 |
| 休日保育 | 5 | 8:00 ～ 18:00 | 生後 57 日～小学 3 年生 |

*夜間保育…日曜、休日は休みです。

近隣市町（塩釜・多賀城・七ヶ浜）の保育園に迎えにいきます

※保護者が勤務の時のみ（夜勤入りは迎えなし）

*休日保育…年間 32 日間 開園します。

3 日中園児入所予定人数

※3月1日現在

| | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 合計 |
|----------|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|----|
| 新規 | 1 | 3 | 0 | 1 | 0 | 1 | 1 | 2 | 1 | 10 |
| 在園 児数 | 1 | 4 | 4 | 5 | 5 | 6 | 7 | 9 | 10 | 10 |

*0歳児のうちに地域の保育施設を申し込む方が保育園入所しやすいことを、4、5月復職予定の利用希望者に伝えました。その結果、地域の保育施設に希望者全員入所決定し、4～6月の利用希望者は現時点ではおりません。

- ・昨年度も利用者が少なかったが、今年度もあまり多くない見通しです。
- ・入所予定者以外の途中からの希望者を随時受け入れていきます。

4 職員配置

| | | | |
|-------|----|--------------------|-----------|
| 正規職員 | 1名 | 8:30～20:00間 8H シフト | 休日保育をほぼ担当 |
| パート職員 | 5名 | ①保育士 6H 8:00～15:00 | |
| | | ②保育士 4H 8:00～12:00 | |
| | | ③調理 6H 8:30～15:30 | |

| | | | |
|--|--|----------------------|--------------------|
| | | ④保育補助 6H 14:00～20:00 | 夜間ない日は 12:00～18:00 |
| | | ⑤保育士 2H 18:00～20:00 | 夜間保育担当（週 2 日） |

*日中保育利用者の増加に合わせて、随時職員を増員します

5 保育方針

- ・子どもの生活環境を整備しながらより良い発達を促します。
- ・保護者の働く権利を保障するとともに子育てを支援します。
- ・子どもと子育てにやさしい街づくりを推進します。

6 保育目標

- ・健康な子どもをめざします。
- ・よく寝てよく遊んでよく食べる子どもをめざします。
- ・友達や保育士との関わりを喜ぶ子どもをめざします。
- ・乳児期の愛着関係、三項関係、自我の芽生え等の発達段階を、遊びや生活を通して豊かに過ごします。

7 行事

- ・避難訓練…月 1 回、様々な想定で実施します。（下馬みどり保育園と共同で実施）
- ・誕生会
- ・季節ごとの行事（クリスマス、豆まき、おひなさま等）

8 職員研修

- ・県や市、民間団体が主催する研修会に参加します。
- ・職員会議で法人の保育理念や子どもの発達を系統的に学び、子どもの理解を深めます。
- ・保育雑誌や図書の購読に努め自主研修を心がけます。
- ・医療労働者という保護者の立場を理解しながら、子育てを支援できるよう、未満児保育も然り、学童児の研修も計画していきたいです。
- ・安全衛生管理マニュアルや事故ガイドラインを学び、安全保育、衛生管理について意識を高めていきます。

9 職員集団

- ・職場会議を定期的に行い、子どもへの関わり方の確認や指導計画について共有できるようにしていきます。
- ・職員一人ひとりが気持ちよく働くことができるように、情報共有やそれぞれの思いを伝え合い、風通しの良い職場環境づくりしていきます。

10 今年度の重点目標

- ・病院の職員の就労を保障し、また子育て支援ができるよう病院との連携を深めます
- ・保護者懇談会を計画し、保護者と子どもの成長を確認する機会をつくります
- ・職員間のコミュニケーションを大事に働きやすい職場をめざします

就労継続支援 B 型事業所 工房 歩歩

1 基本方針

地域で生活する障がいのある方々が「働くこと」を通して、一般就労や生産活動を行う中から働く事の楽しさを知り、また、生活していく力を養い、社会的自立に向け訓練から雇用までのステップアップを実現する事を目的に支援を図ります。

2 施設運営の方針

- (1) 利用者の適性、個性を大切にし、生きがいを持って働くことができるように支援する。
- (2) 地域社会との関わりや保護者及び関係機関・団体との連携を図りながら、利用者の社会的経済的な自立促進を目指す。
- (3) 経営基盤を安定させ、地域に貢献できる組織作りを目指す。

3 事業内容

| 事業名 | サービス種別 | 職員構成 | 員数 |
|----------|----------|--|--------------------------|
| 工房 歩歩 | 就労継続 B 型 | ・管理者（サビ管を兼務） ・サービス管理責任者 ・職業支援員 ・生活支援員 | 1 人 1 人 3 人 1 人 |

4 各事業の取り組み

【就労継続支援 B 型事業】

| 項目 | 具体的内容 |
|---------------|--|
| 個別支援計画 | PC 解体作業及び清掃作業を通して、個々の役割を明確にし、作業を細分化することで障害の程度に関係なく利用者様がやりがいをもって活動でき、一般就労へステップアップできるように長期・短期目標を設定して計画的な支援を行ないます。 |
| 訓練 | 事業所内及び、事業所以外（施設外就労）において、作業を通して技術の習得や社会人としてのマナーの習得、コミュニケーションスキルの向上を図り、日常生活のリズムの構築と作業の継続性を習得するための訓練を行ないます。 |
| 生産・清掃活動、利用者獲得 | ・PC 解体作業及び、清掃作業の作業スキル向上と社会参加するうえで必要な「コミュニケーションスキル」「身だしなみ」「報告・連絡・相談」などのスキルの向上を図ります。 ※PC 解体作業（ノート PC、デスクトップの解体、解体部品仕分け作業） ※清掃作業（清掃業務を委託された施設の清掃施設外作業） ・2021 年下旬頃までに新規施設外就労を模索し、農福連携や様々な分野での作業情報を収集して利用者が従事できる作業を検討していきま |

| | |
|--------|---|
| | <p>す。</p> <p><工賃の支払></p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記生産・清掃活動における事業収入から必要経費を差し引いた額に相当する金額を工賃として、生産活動に従事した日数分を支払います。 <p>PC 解体（基本時間給 50 円）、清掃作業（基本時間給 100 円）からのスタートとなり、作業評価（自己評価+職員評価）を年 2 回（2 月、9 月）実施して基本時間給に評価給（10～100 円）を上乗せします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・清掃事業の収益は 2020 年末からコロナ感染予防として清掃場所の限定を行っています。そのため作業時間が短くなっているため減収となっており、今後の感染状況を見ながら風の音施設長と協議のうえ清掃業務の内容を決めていきます。 ・PC 解体事業では年末か年度末頃までに青南商事仙台工場にて PC 解体作業の施設外就労を開始する予定でしたが、社会情勢の影響により開始時期が延期となりいつから開始できるか見通せない状態となりました。事業所内解体は継続して現状維持で行っていき、状況が好転してきた場合には再度担当者と協議します。 <p><利用者獲得></p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者の獲得について、2020 年に受け入れた実習生のうち 2 名が 4 月から利用開始となっています。定員 20 名に対して登録 16 名、実質利用 15 名の予定となります。今後も継続して実習生受け入れ、各関連機関と情報の共有を行って利用者増員を図っていきます。 |
| 健康管理 | <p>年 1 回の健康診断（坂総合病院）実施及びインフルエンザの予防接種などを実施しながら、利用者の健康状態に注意するとともに、希望に応じて服薬の管理・記録を行ないます。健康保持、傷害時の適切な支援を行ないます。</p> |
| 欠席時の対応 | <p>当日急に休まれる場合、連絡がなく休んだ場合には、安否確認を含め電話連絡等必要な支援を行います。また、5 日以上連続して利用がなかった場合は利用者様ご家族の同意のもと、ご自宅を訪問して相談や支援を行います。</p> |

5 関係機関との連携

- (1) 法人内他施設、事業所との連携を通して、相談支援システムや地域住民・社会資源・関係団体等とのネットワークの構築を図る。
- (2) 地域関係機関、専門機関との連携を強化し、地域の機関とともに就労支援を展開する。
- (3) 先駆的な取り組みをしている施設・事業所を見学し、より良い支援方法を取り入れていく。

- (4) 作業に関わる関連企業と密接な関係を構築し、提供できる作業の充実と収益の向上を図る。

6 行事等

- (1) 季節毎に年間の行事を定め、社会体験の機会となるよう支援する。

| 実施月 | 内容 | 実施月 | 内容 |
|-----|-----------|-----|--------------|
| 4月 | 交流会（お花見） | 10月 | 芋煮 or バーベキュー |
| 6月 | 交流会（カラオケ） | 12月 | ボーリング・食事 |

*コロナウイルスの状況によって変更する場合があります。

7 地域との交流、地域資源の活用

- (1) 地域行事等の参加を通し、地域に開かれたセンターの定着化を図る。
(2) 近隣公共施設を有効に活用し、社会体験の機会を持つていく。

8 情報公開、個人情報保護の取扱

- (1) 個人情報保護規定に基づく個人情報の適正な維持・管理を実施
イ 利用者及びその家族等の個人情報の保護の徹底
ロ 会報紙等への写真掲載に関する利用者及びその家族の同意

9 苦情及び相談への対応

- (1) 苦情解決責任者、苦情受付担当者の配置
(2) 受付制度及びその内容について、利用者及びその家族等のへ周知徹底
(3) 相談受付後は状況確認や改善等の対策を実施し相談者へ速やかに対応していく。

10 人材育成及び研修計画

- (1) 内部研修
イ 障害特性等理解のための研修の実施
ロ 個別支援計画検討会の実施
ハ 伝達研修の実施
ニ 法人で開催する採用時研修と継続研修への参加
ホ 感染予防・対策の強化を図るための研修の実施
(2) 外部研修
イ 各関係機関の開催する研修への参加
ロ 資格取得のための研修受講（サービス管理責任者等）
ハ 先駆的に事業を開始している施設への見学研修の実施

1.1 防災計画

- (1) 避難誘導訓練の実施・・・年2回（5月、11月）
(2) 防災器具、設備の自主点検の実施

1.2 職員の健康対策

- (1) 職員の定期検診の実施・・・年1回

障がい児者サポートセンター てとて

1 各事業の基本方針

(1) 【児童部門】

＜児童発達支援センターりんごのほっぺ＞

発達的气になるお子さん、障がいのあるお子さんが楽しい遊びや季節の活動などをおして健やかに成長することができる療育支援及び環境を提供します。

＜放課後等デイサービスてくてく＞

お子さまひとりひとりの個性を大切に、そして気持ちに寄り添いながら社会体験や季節の行事など活動することのできる環境を提供します。

(2) 【就労部門】

＜就労継続支援 B 型 施設内就労＞

軽作業（包装・箱折り・梱包・お札づくり）をとおして、作業スキルやコミュニケーションなど働くために必要な力を身につけることができる支援を実践していきます。

＜就労継続支援 B 型 施設外就労＞

施設以外の環境で仕事をするすることで、将来の一般就労へ向けた意欲の向上と社会性を身につけることができる支援と環境を提供します。

(3) 【相談部門】

＜障がい児相談支援＞

地域で障害福祉サービスの利用を希望されるお子さんとそのご家族の想いに寄り添いながら、ニーズに添ったサービスに繋ぐことができるよう各関係機関と連携したサポートを実践していきます。

＜障がい者相談支援＞

短期入所サービスをご利用になっている方を対象にモニタリング及び継続支援を実践していきます。

2 施設運営の方針

【児童部門】

＜児童発達支援センター事業所営業日＞ 年間営業日数：240日

| | | | | | |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 |
| 21日 | 18日 | 22日 | 20日 | 19日 | 20日 |
| 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
| 21日 | 20日 | 20日 | 19日 | 18日 | 22日 |

<放課後等デイサービス事業所営業日> 年間営業日数：240日

| | | | | | |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 |
| 21日 | 18日 | 22日 | 20日 | 19日 | 20日 |
| 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
| 21日 | 20日 | 20日 | 19日 | 18日 | 22日 |

【就労部門】

<就労継続支援B型事業所営業日> 年間営業日数：250日

| | | | | | |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 |
| 21日 | 19日 | 22日 | 22日 | 22日 | 21日 |
| 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
| 22日 | 21日 | 20日 | 19日 | 19日 | 22日 |

【相談部門】

<相談支援事業所として営業日> 年間営業日数：250日

| | | | | | |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 |
| 21日 | 19日 | 22日 | 22日 | 22日 | 21日 |
| 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
| 22日 | 21日 | 20日 | 19日 | 19日 | 22日 |

3 部門別稼働目標

<児童発達支援センターりんごのほっぺ> 月別稼働予算 年間平均稼働率：81.8%

| | | | | | |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 |
| 80% | 80% | 80% | 80% | 80% | 80% |
| 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
| 80% | 82% | 85% | 85% | 85% | 85% |

(2) 放課後等デイサービスてくてく 月間稼働率予算 年間平均稼働率：80.0%

| | | | | | |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 |
| 76% | 76% | 76% | 78% | 78% | 78% |
| 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
| 82% | 82% | 82% | 84% | 84% | 84% |

(3) 多機能型就労支援事業所として古川 月間稼働率予算 年間平均稼働率：87.8%

| | | | | | |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 |
| 88% | 85% | 90% | 88% | 83% | 90% |

| | | | | | |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
| 88% | 90% | 88% | 85% | 88% | 90% |

(4) 相談支援事業所として 月間予算稼働率

| 4月 | | 5月 | | 6月 | | 7月 | | 8月 | | 9月 | |
|-----|----|-----|----|-----|----|----|----|----|----|----|----|
| 更新 | 継続 | 更新 | 継続 | 更新 | 継続 | 更新 | 継続 | 更新 | 継続 | 更新 | 継続 |
| 3 | 8 | 1 | 9 | 2 | 9 | 1 | 7 | 5 | 1 | 5 | 6 |
| 10月 | | 11月 | | 12月 | | 1月 | | 2月 | | 3月 | |
| 更新 | 継続 | 更新 | 継続 | 更新 | 継続 | 更新 | 継続 | 更新 | 継続 | 更新 | 継続 |
| 4 | 5 | 4 | 4 | 5 | 4 | 6 | 1 | 1 | 5 | 6 | 6 |

4 部門ごとの取り組み

(1) 児童発達支援センターりんごのほっぺ

①取り組み内容

| 項目 | 具体的内容 |
|--------|--|
| 個別支援計画 | ご本人様及びご家族のニーズや想いを尊重しながら、当事者の身体、精神の発達状況とその置かれている環境に応じた個別支援計画書を作成し、PDCA サイクルを基本としたより質の高いサービスを提供します。 |
| 集団活動 | 集団での遊び、運動、創作等の活動を企画、提供していく。 |
| 個別指導 | 個々の発達の状況に応じた運動遊び、感覚遊び、コミュニケーション支援を実施していく。 |
| 生活習慣 | 食事、排せつ、着替え、片付け等身辺面の自立に向けた支援を年齢に応じた内容で実施していきます。 |
| 家族支援 | 家族からの医療・福祉・生活・その他等に関する相談に対して様々な関係機関及び地域にある社会資源等と連携しながら随時対応していきます。保護者同士・兄弟姉妹の交流の場等も企画・運営しながら療育・福祉・地域に関する情報を共有できる機会を提供します。 |

②一日の流れ

- 9時00分 登園 朝のあつまり (季節の歌、手遊び、絵本の読み聞かせ)
- 9時30分 トイレ誘導
- 9時45分 水分補給
- 10時00分～11時30分 活動 (運動・感覚・創作・外遊び・個別課題等)
- 11時30分～12時15分 給食
- 12時15分～12時40分 歯磨き・トイレ誘導
- 12時40分～ 帰りのあつまり (振り返り、手遊び、帰りの歌)

13時00分 降園

③送迎サービス体制の整備

- ・事業所と自宅又は自宅近隣の場所等において往復の送迎を実施します。
- ・ご家族には送迎時刻が明確にわかるよう運行表を提示します。
- ・シルバー人材センターの運転手と連携しながら安全運転に心掛けます。

④食事提供の体制

- ・同法人保育園の栄養士が作成した献立表に基づいて年齢に応じた食事量及び内容で適切な食事を提供します。
- ・当センターの調理員が栄養士の立てたレシピに基づいて適切に調理し、衛生面に留意するとともに適温で食事を提供します。
- ・アレルギーの有無については利用前の面談やアセスメント等で適切に確認し、有の場合には主治医からの診療情報提供書及びご家族からの指示を受け、提供します。
- ・ご利用される子どもたちが「食べる」ことを楽しむことができる環境を提供します。

⑤嘱託医による健康診断

- ・健康状態及び発達状態等の把握のため、健康診断を年に2回実施します。
- ・嘱託医について、大崎市市民病院小児科工藤充哉医師に委託します。
- ・ご家族からご要望があれば病院等で実施されている発達に関する研修会やセミナー等についての情報提供を実施します。

⑥行事、家族との連携・交流等

- ・季節毎に年間の行事を設定し、子どもたちが季節の行事を小集団で社会体験できる場を提供します。

| 実施月 | 内 容 | 実施月 | 内 容 |
|-----|--------|-----|--------------|
| 5月 | 小遠足① | 10月 | 遠足 |
| 6月 | 保育参観① | 12月 | 保育参観②・クリスマス会 |
| 7月 | 小遠足② | 2月 | 豆まき |
| 9月 | 前期健康診断 | 3月 | 後期健康診断 |
| | | | 修了式・保育参観③ |

※夏季期間…水遊び 冬季期間…雪遊び

- ・家族とは常に発達状況の共有を図り、家族の不安軽減を図りながら一体になった発達支援を実施していきます。

(2) 放課後等ディサービス てくてく

①取り組み内容

| 項 目 | 具体的内容 |
|------|---------------------------------|
| 個別支援 | 利用者様の障害特性を理解しつつ、家庭及び学校での生活状況等につ |

| | |
|------|---|
| 計画 | いて情報を共有しながら個々に応じた計画書を作成し、支援実施状況の把握と評価を実施します。 |
| 集団活動 | 地域の社会資源（消防署の見学、介護施設との交流等）を有効に活用しながら、集団生活に必要なスキルを習得することができるサービスを提供します。 |
| 個別指導 | 個々の発達状況に配慮しながら、ADL の向上及び情緒の安定、コミュニケーションスキルの向上を目的とした支援を実施します。 |
| 生活習慣 | 一日の生活リズム（自宅⇒学校⇒放課後デイ⇒自宅）等を大切にしながら、基本的な生活習慣（着替え、片付け、排泄等）を身に付けることができるよう支援します。 |
| 家族支援 | 家族からの医療・福祉・生活等のご相談に随時応じるとともに兄弟や保護者同士の交流の場を企画、開催していく。 |

②一日の流れ

【登校日】

下校時間～17時00分 外遊び・集団遊び・個別遊び・室内遊び・設定活動等

※下校時刻は各学校及び各学年に合わせた下校時間に対応。

【休校日】

10時00分～17時00分 クッキング・季節の行事・社会見学・外遊び等

※地域の社会資源を活用した社会体験の実施。

③送迎サービス体制の整備

- ・学校から事業所、事業所から自宅までの送迎を実施する。
- ・休校日及び長期休校日は、事業所と自宅間の送迎を実施する。

④おやつを提供

- ・アレルギーの有無については、利用前に確認し、有の場合には主治医からの診療情報提供書等で指示を仰ぐものとします
- ・自分たちでおやつを作る機会を提供します。

⑤行事、家族との連携・交流等

- ・季節毎に年間の行事を定め、季節行事の経験、小集団での社会体験の場としていく。

| 実施月 | 内 容 | 実施月 | 内 容 |
|-----|---------|-----|--------|
| 4月 | お花見 | 10月 | 紅葉狩り |
| 5月 | 社会見学 | 11月 | 社会見学 |
| 6月 | 茶話会 遠足 | 12月 | クリスマス会 |
| 7月 | 親子クッキング | 1月 | 雪遊び |
| 8月 | 電車体験 | 2月 | 豆まき |
| 9月 | 芋煮会 遠足 | 3月 | ひな祭り |

※ 7月～8月学校

夏休み ※12月下旬～1月上旬学校冬休み

※3月下旬～4月上旬学校春休み

(3) 保育所等訪問支援 てとて

【取り組み内容】

| 項目 | 具体的内容 |
|--------|---|
| 個別支援計画 | 障害児の身体、精神の状況及びその置かれている環境に応じ計画書を作成し、実施状況の把握、評価を実施していく。 |
| 訪問支援 | 保育所等の施設を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援（利用者及び保育士等へ）を実施していく。 |
| 家族支援 | 家族からの医療・福祉・生活等のご相談に応じるとともに、希望に応じて療育技術の指導を実施していく。 |

(4) 相談支援事業所てとて

| 項目 | 具体的内容 |
|-------|--|
| 計画の策定 | 相談に来所された方のアセスメントを実施し、当事者及び家族のニーズに寄り添った計画書を作成します。 |
| 訪問支援 | 計画策定後の定期的なモニタリングを実施します。 |
| 家族支援 | 家族からのニーズに応じて、医療・福祉・行政等と連絡調整を図ります。 |

(5) 就労支援事業所の取り組み

【就労継続支援B型事業】

| 項目 | 具体的内容 |
|--------|--|
| 個別支援計画 | 生産活動の中で適正な役割及び作業を提供しながら、利用者様がやりがいをもって生産活動に参加することのできる個別支援計画を作成します。 |
| 訓練 | 当事業所内において、生産活動を正確かつ適切に行うために必要な生活リズムの構築及び継続性を習得するための訓練を行います。 |
| 生産活動 | 生産活動の機会を提供します。 委託業務作業（施設外就労・施設内就労）、配送作業等 <活動内容> ◎レトルト食品の梱包作業（施設内） 契約先：カメイ㈱ 5万円/月 ◎護摩札製造作業（施設内） 契約先：K・S・F 5万円/月 ◎テープ貼り作業（施設内） 契約先：ユウビテック 3万円/月 ◎物流便配達業務（施設内） 契約先：事業協同組合 40万円/月 ◎コンテナ清掃作業（施設外） 契約先：ベジフル仙台 10万円/月 <工賃の支払> 上記生産活動における事業収入から必要経費を差し引いた額に相当 |

| | |
|------|--|
| | する金額を工賃として、生産活動に従事した日数分を支払います。 |
| 健康管理 | 利用者の健康状態に注意するとともに、希望に応じて服薬の管理・記録を行います。健康保持、傷害時の適切な支援を行います。 |

④一日の流れ

- 9時00分～9時30分 通所・作業準備
9時30分～10時50分 作業（軽作業等）
10時50分～11時00分 小休憩
11時00分～12時00分 作業（軽作業等）
12時00分～13時00分 昼休憩
13時00分～15時20分 作業（軽作業等）
15時20分～15時30分 清掃
15時30分 作業終了

⑤関係機関との連携

- (4) 法人内他施設、事業所との連携を通して、相談支援システムや地域住民・社会資源・関係団体等とのネットワークの構築を図る。
(5) 地域関係機関、専門機関との連携を強化し、地域の機関とともに就労支援を展開する。
(6) 先駆的な取り組みをしている施設・事業所を見学し、より良い支援方法を取り入れていく。

⑥送迎サービス体制の整備

- (1) 多機能型就労支援事業所として古川を利用時には、事業所と自宅（停留所）の往復の送迎サービスを実施する。（停留所に関しては、利用者と協議の上検討する）

⑦行事等

- (2) 季節毎に年間の行事を定め、社会体験の機会となるよう支援する。

| 実施月 | 内 容 | 実施月 | 内 容 |
|-----|-----|-----|--------|
| 4月 | お花見 | 12月 | クリスマス会 |
| 8月 | 夏祭り | | |
| 10月 | 芋煮会 | | |

※上記以外の月に関しては、利用者と協議の上行事等の企画をします。

- (2) 家族、兄弟・姉妹児と一緒に参加できる行事を開催し、家族間での交流を図る。
(3) 近隣保育所等と合同での行事を開催し、交流を図る。

5 地域との交流、地域資源の活用

- (3) 地域行事等の参加を通し、地域に開かれたセンターの定着化を図る。
- (4) 近隣公共施設を有効に活用し、社会体験の機会を持つていく。

い

6 情報公開、個人情報保護の取扱

- (1) 会報「てとて」の発行・・・年3回（6月、10、2月）
- (2) 個人情報保護規定に基づく個人情報の適正な維持・管理を実施
 - イ 利用者及びその家族等の個人情報の保護の徹底
 - ロ 会報紙等への写真掲載に関する利用者及びその家族の同意

7 苦情及び相談への対応

- (4) 苦情解決責任者、苦情受付担当者の配置
- (5) 受付制度及びその内容について、利用者及びその家族等のへ周知徹底
- (6) 相談受付後は状況確認や改善等の対策を実施し、相談者へ速やかに対応していく。

8 人材育成及び研修計画

- (3) 内部研修
 - イ 障害特性等理解のための研修の実施
 - ロ 個別支援計画検討会の実施
 - ハ 伝達研修の実施
 - ニ 法人で開催する採用時研修と継続研修への参加
 - ホ 虐待防止に関する委員会の設置
- (4) 外部研修
 - イ 各関係機関の開催する研修への参加
 - ロ 資格取得のための研修受講（児童発達支援管理責任者等）
 - ハ 先駆的に事業を開始している施設への見学研修の実施

9 防災計画

- (3) 避難誘導訓練の実施・・・年3回（7、9、11月）
- (4) 通報訓練の実施・・・年2回（8、12月）
- (5) 防災器具、設備の自主点検の実施
- (6) 避難計画の策定（大崎市指定様式）

10 職員の健康対策

- (2) 職員の定期検診の実施・・・年1回

宮城野児童館

I 基本方針

1. 館運営の基本方針

宮城野児童館は2007（平成19）年に仙台市の指定を受け、社会福祉法人・宮城厚生福祉会の掲げる、

理念の下に14年間運営を重ねてきました。2019年には新たな事業方針のもとで継続して指定を受け、次なる5年間の館運営がスタートしました。

【宮城厚生福祉会の理念】

- 1、地域の皆様の参加で支えられ、地域に開かれた施設をつくる。
- 2、赤ちゃんから高齢者まで、一人ひとりを大事にするまちをつくる。
- 3、保育園や施設ご利用の方々（乳幼児から高齢者またその家族）をはじめ地域の皆様を主人公とする。

近年厚労省は「子ども・子育てプラン」に続き「新子ども・子育てプラン」を策定し、児童クラブ事業をさらに推し進めようとしています。多くの力で子育てを支え充実させていこうという方針は、私たち法人の掲げる理念と一致するものと言えます。

そうした中、児童館運営は今も新型肺炎禍の下にあります。多くの幼児親子と子どもが交わって遊ぶ児童館では一旦新型肺炎ウィルスが持ち込まれると、感染の拡大が懸念されます。今年度は予防対策を継続し、推進課の方針に従って可能な範囲での館運営を進める計画を立てました。

年度途中で感染が収束し、制限が解除された場合はこれまでの事業経験に基づき、従来の事業に近づけて計画を見直していく予定です。

児童館の4つの機能充実のために、次の項目を基本方針とします。

<健全育成のために>

- 1、子どもの権利条約の理念を尊重し、児童館を、地域に開かれた子どもが主人公の遊びの場とします。
- 2、感染予防に努め、保護者が安心して預けられる楽しく、安全な児童クラブを実現します。
- 3、地域住民や関係機関と連携した子育て支援事業を推進します。

<地域との連携>

- 1、児童館での、世代間（乳幼児・小中学生・高齢者・保護者）交流は制限されていますが、可能な交流
の在り方を探り、異年齢集団のなかで育ちあう機会を作ります。
- 2、子育てや児童文化の情報発信基地として活動します。

3、要支援児、不登校、子育て不安等、子育てに関わる相談場所として機能させます。

<安全・ボランティア>

1、子どもの生命を預かる使命を自覚し、職員は常に自己点検して児童館を安全な場所にします。

2、ボランティアは基本的に受け入れないが、繋がりのあるボランティアとの連絡を取りあい、地域の力を生かして子どもの健全育成に努めます。

<感染予防>

1、活動の中に感染予防を常に意識し、日常的な予防策を継続します。

2、館内で陽性者が発生した場合の対策を立て、その後の拡大を少しでも広げないように努めます。

2. 児童館職員として目指すもの

1、児童館職員として、その職責遂行のための方針

児童館職員は児童福祉施設としての役割と運営の理念を身に着け、日々の職務に取り組むために宮城野児童館では明文化された「求める児童館像」の中に職員の倫理を含め、倫理保持を心がけてきました。

わたしたちは子どもの人格形成にまで及ぶその職責の重さを自覚し、子どもに寄り添い、共感できる資質が求められます。これからもそうした理想と情熱を持ち、子ども一人ひとりに応じた継続的支援ができる人材育成に努めます。そして子どもの最善の利益を求めて不断の努力を職員一同続け、次のような職員としての倫理を保持します。

(1) 子ども達から好かれる職員、すべての利用者から信頼され、親しまれる職員を目指し、子どもの人権尊重と権利擁護を第一に尊重します。

(2) 子どもの個性を大切にし、家庭環境や性別などによって子どもを差別的に扱いません。

(3) 子どもの側に立って考えることを基本にし、一方的な押し付けは行いません。まして身体的・精神的苦痛を伴う行為は禁じます。

(4) 利用者の苦情・悩み・疑問・要望を真摯に受け止め、親身に考えて相談に乗り、問題の解決にあたります。その際、個人情報とプライバシーは厳格に保護します。

(5) 利用者との信頼関係が築けるよう、気持ちのよい挨拶、公平で平等な対応、共感的で相手を尊重した話し方を身に付けます。

(6) 事故防止に努め、環境整備・衛生管理・施設設備の安全のために危機管理能力を養い、安全・衛生管理の能力を高めます。

(7) アンケートや利用者の日常的な声を大切にし、館運営に実際に生かします。保護者・子どもの館運営参加を進めます。

(8) 新型コロナウイルスに対する学習を深め、予防対策の改善に努めます。

2、児童館運営の責任体制

児童館運営は、児童館を利用する子どもたちはもちろん、すべての利用者、地域住民へのサービス提供をおこなわなければならないと考えます。その責任体制は、指定管理団体である法人本部の児童館事業責任者と児童館長が管理部となり、管理運営にあたります。そのもとで館長が職員の職務分担をし、館運営の責任を常勤職員とパート職員の全員が担っていきます。

- ・館長：職員が業務を円滑に遂行できるよう配慮し、運営全般を統括します。

子育て支援・健全育成等に必要な年間計画・役割分担等を行い職員に分掌します。地域の諸団体（町内会・小中高校・幼保園・他関係機関）との連携を図り、児童館活動の充実に努めます。特に児童クラブの入会と退会に関して、正確で公正な手続きと連絡に努めます。

職員の資質向上と職務の的確な遂行に努めます。

防災計画を作成し、利用者にとって安全な環境を整備します。

- ・職員：子どもの遊びを援助し、諸活動を通して子どもの健全な成長を支援します。家庭環境を含め配慮を要する子どもへの支援を行います。

各種事業を立案し、実施します。

各クラブ（児童クラブ・幼児クラブ等）を担当し、子どもの日々の状態を把握し、必要に応じて保護者や関係機関に連絡します。

子育てについての地域の実情を把握し、関係機関と連携を取り、それを館運営に反映させます。

館だより・児童クラブだよりを発行し、HPを更新するなどの広報活動を行います。

3、苦情処理の体制

利用者からの苦情に、迅速適切に対応するため、苦情解決責任者には館長があたり、他に苦情受付担当職員を配置します。

また、館内に苦情解決対応体制を掲示し、仙台市子供未来局放課後児童クラブ事業推進室と法人第三者苦情処理委員に、直接相談できることをお知らせします。なお、法人は独自に苦情処理第三者委員会を開催し、各施設内で発生した事故と寄せられた苦情について、審議・判断をいただいています。

Ⅱ 児童館4つの機能に沿った事業

1. 健全育成事業について

感染対策をした上での土曜日に限定された小中高校生の利用、平日午前の幼児親子の利用を基本にします。

1、方針

子どもの成長発達を促し、可能性を引き出す日常の遊び・活動を充実させていきます。また、子どもたちの表現の場を積極的に設けます。

【乳幼児と保護者】

大人の保護を受け、信頼関係を築く中で情緒が安定してきます。大人への信頼感も育まれ、興味関心が広がってきます。次第に自我が芽生え、その後の発達の基礎となる時期です。遊びを通して周囲との関係性を育て、好奇心や愛着感情が培われるような活動が必要と考え、楽しく体を動かしたり、お話しや音楽を聴いたりする行事を設けます。

又、保護者への支援を重視し、乳幼児と保護者がくつろいで過ごせる環境を作り、子どもを遊ばせながらおしゃべりできる場所を提供します。

【小学生・学童期】

身体的に発達し、体力が向上する時期です。それに伴って知的好奇心や探求心が深まり、言語活動も活発になります。仲間意識が強まり、ルールの意味を理解したうえでそれを守ろうとする意識も現れます。

この時期の後半は書き言葉を獲得し、抽象的思考が可能になり、仲間集団での遊びを好むようになります。

こうした特徴を踏まえ、「自分の責任で、自由に遊ぶ」「友達と共に遊ぶ」場の提供に努めます。職員は子どもたちが育つために支援し、個性を生かせる活動を推進します。

【中学・高校生期】

思春期と呼ばれ、自己を確立していく時期で、身体的精神的に大きく成長します。現在できることと自分の希望とのアンバランスも生まれ、周囲の評価が気になったり、時には不安や劣等感を持ったりすることもあります。いろいろな見方を知り、自分の価値観を形成していきます。

児童館を自由で開放感を味わえる場にし、自分の存在が認められる喜びがあり、時には悩みが語り合える雰囲気作りに努めます。自分たちの遊びの中で、また年少者の遊び相手になる中で自己肯定感が持てるよう職員は支援します。

2、事業の実際

子どもたちは同年齢、異年齢の仲間の中かで育っていきます。その中でお互いが共感し、刺激を受けて成長していくものと考えます。そのためにも「自分で決める」ことを前提に、どの子も参加できることを基本においた多くの子どもが参加できる行事やプログラムを用意します。また、子どもたちが「自ら育つ力」をつけていけるように、自立を支援します。

(1) 乳幼児と保護者

- ・平日午前の幼児親子の利用を基本にします。
- ・親子の仲間づくりの場を作ります。発達に必要な歌と遊びを用意します。
- ・ひよこ・きらきらの年齢に応じたクラブを定期的で開催します。

- ・赤ちゃんサロンとプチプチ遊びは当面休止します。
- (2) 小学生以上高校生まで
- ・感染対策をした上での土曜日に限定された小中高校生の利用
 - ・定例行事・企画行事とも可能な場合のみ参加を募ります。
- (3) 登録児童以外への図書の貸し出し・遊具の使用は当分の間休止します。

2. 子育て家庭支援

1. 方針

平日午前に限られた幼児親子の利用を基本にします。

子育て世代が多く、乳幼児を楽しく安全の遊ばせる場が欲しいという要望は年々高まっています。こうした実態を踏まえ、保護者の気持ちに沿った子育て交流の場を作っていきます。保護者自身の選択や願いを重視して、保護者と共に子育てに当たる姿勢で支援に臨みます。

「育児の担い手」は保護者だけではなく地域全体であると考え、地域の育児にかかわる人材や幼児の遊びをリードする方々と結びつき、講師やボランティアとして児童館の子育て支援を手助けしていただきます。地域全体で乳幼児と保護者を温かく包めるよう支援の輪を広げます。

児童館を幼児・赤ちゃん連れの親子がのんびり過ごせる居場所にし、子どもと保護者のくつろぎと安らぎの場所を作ります。

幼児クラブ登録親子について、テーマを設けた行事を行い、子育て仲間を広げて子育て体験の交流し、具体的な子育てアドバイスが受けられる機会を作ります。

運営団体を同じくする乳銀杏保育園との連携した子育て支援を行います。

2. 事業の実際

(子育て世代が多く、乳幼児を楽しく安全の遊ばせる場が欲しいという要望を踏まえ、以下のクラブや日常の支援の場づくりを進めます。そして、常に開かれた子育て相談の場になるよう親の声に丁寧に耳を傾け、子育て仲間として気軽に話し合える関係づくりに努めます。

(1) 子育てサロン

ゆったりとした雰囲気を作り、いろいろな遊具の中で親子ともに楽しめるようにします。ランチタイムとカフェタイムは休止、館内の飲食は行いません。

(2) 児童館主催の登録制の乳幼児クラブ

例会を毎月実施し、親子の交流と仲間作りをしながら、子育てに役立つ場にします。

乳銀杏保育園の保育士に継続的にクラブに参加してもらい、子育て支援に当たってもらうとともに、館職員の幼児支援の向上を図ります。

安心して参加できるように、葉書による毎月のクラブ案内を継続します。

ひよこクラブ：1歳児対象 造形遊びやごっこ遊び、四季折々の行事を取り入れた遊び、絵本の読み聞かせなどを通して遊びます。

きらきらクラブ：2・3歳児対象 ひよこクラブの発展になる活動に取り組みます。ひよこクラブと合同は今年度実施せず、集まる人数を限定して安心して遊べるようにします。

(3) 随時参加の集まり 当分休止します。

赤ちゃんサロン：0・1歳児対象

ぷちぷちあそび：概ね2歳以上

(4) 地域の子育て支援

宮城野マイスクールで子育てサロン「このゆびと一まれ」の活動に協力し、共に地域の子育て支援に取り組みます。

宮城野地区の子育てプロジェクトの一員になり、子育て支援の研修と実践に努めます。

(5) その他

- ・お話し会（お話しポケット） 感染予防を取り、月1度の継続実施を基本にします。聞き手の幼児に合わせた、ゆったりした雰囲気の中でお話しに親しめる機会にします。絵本・紙芝居・わらべ歌・手遊び等、様々な子どもの遊び文化を広げる場にします。
- ・高校生の移動家庭科授業 今年度は休止します。

3、地域交流推進

1、方針

子どもは、保護者によって育てられるとともに、地域に育てられる面があります。子どもたちは地域で生まれ、地域で学び、地域で遊びます。そして将来はそれぞれの選んだ地域で生活し地域を支える一員になることでしょう。そのためにも児童館が子どもたちと地域の出会いの場でありたいと考えます。そして世代間交流による子育ての拠点のとなり、地域に必要とされる児童館作りを進めます。

今年度は実際の交流ができない中、少しでもそれに代わる取り組みを試みます。

2. 事業の実際

地域に対して常に門戸を開き、だれからも愛される児童館を作るために、以下の活動を提案します。

(1) 地域に出向く活動(録画で交流)

地域施設訪問：地域の介護施設を子どもたちが訪問することはできませんが館の紹介・歌・手遊び・ペープサートなどを録画して見てもらい、介護施設の方に楽しんでもらいます。

(2) 児童館に来てもらう活動（休止）

(3) 仙台工業高校との一連の活動

コンサート：参加者の限定、感染対策の徹底、保護者の理解、広い場所の確保等を考慮し、ブラスバンド部の演奏会が可能な形態を検討します。

アニメ上映：模型部に自作の自作アニメを貸してもらい、それをテレビで上映することを通して交流を深めます。

(4) 中学生職場体験(休止)

(5) 児童館職員の保育園訪問(乳銀杏保育園に限って実施)

年1回職員が地域の保育園を訪問し、次年度児童館を利用する子どもの情報交換をするとともに保育園の活動を見学して保育についての理解を深めます。

また入学を前に保育園の子どもたちの児童館訪問は休止します。

(6) 東宮城野マイスクール児童館との交流

宮城野小学校学区にサテライトが開設されたため、東宮城野小の子どもと遊ぶ機会ができました。

また、東宮城野小校庭の使用も許可していただきました。地域の理解を図りながら、交流を進めます。

4. 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

1、方針

保護者が就労等で放課後家庭が留守になる子どもたちの居場所として、子どもが安全で楽しく遊べる快適な生活の場を保障していきます。以下の項目に沿って事業を推進し、保護者が安心して預けられる場所にしていきます。

新型コロナウイルス禍の下、感染予防の対策を守って利用することを基本にします。また、子どもと共に新型コロナウイルスを学び予防することに努めます。

【登録承認児童数】1次申込 単位：人

| | 1年 | 2年 | 3年 | 4年 | 5年 | 6年 | 総数 |
|-------|----|----|----|----|----|----|-----|
| 登録児童数 | 41 | 60 | 38 | 25 | 18 | 5 | 187 |
| 要支援児 | 1 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 3 |
| 延長利用 | 13 | 21 | 12 | 10 | 4 | 3 | 63 |

2、事業の内容

放課後児童クラブを、自分で遊びを決め、友達と仲良く遊ぶ場にします。職員は子どもたちが健やかに育つための支援をします。特に次の2点について人員と時間を確保し、支援内容を検討して、子どもが主体となる運営を一層進めます。

- (1) 上学年が新たに登録されたことを踏まえ、「上学年子ども委員会」を定例化し、子どもの意見表明権の具現化と児童館運営参加を目指します。
- (2) 「みんなの声」という投書箱には特に近年多くの要望や相談が寄せられています。これまで「外遊びの時間を長くしてほしい」「一輪車を増やして」といった様々な願いを実現してきました。今後も職員全員でこれを受け止め、真摯に館運営に生かして行きます。又相談には親身に応え、児童館が子どもの拠り所になるように努めます。

<遊び全般>

- (1) サテライト室と本館のクラス分けでより安全で快適な生活を目指します。
長期休みや学校休業日にもサテライト室を開室し、子どもの遊びスペースを確保します。同時に職員の目が届きやすくし、安全を確保します。サテライト室の遊具を充実させて本館・サテライトともに楽しく遊べるようにします。
- (2) 障がいのある要支援児について支援の在り方を検討し、適切な支援のもとで健常児・障がい児ともに遊べる関係を作ります。
- (3) 子どもは外遊びが大好きです。授業終了後の外遊びの機会をできるだけ増やし、職員の見守り人数も確保します。
- (4) 館内の備品等を点検し、整理整頓して子どもが遊べるスペースをなるべく広く確保します。
- (5) 遊具の点検と補充を滞りなく進めます。人気のある遊具の情報を集め、子どもの要望や職員の推薦をもとに新規遊具の購入を進めます。
- (6) 子どもは児童館の中で読書の時間も得られます。子どもの要望・職員の推薦をもとに蔵書を充実させます。
- (7) スポーツ行事を盛んにします。特に長期休業中、子ども主体のスポーツ行事を増やします。子どもからの提案を取り上げ、子どもが実行委委員になって自らこうした行事が実施できるように職員は応援します。
- (8) 怪我をしては楽しく遊べません。特に4月には館のきまりと危険防止の説明をわかりやすく行います。
- (9) 職員自身が遊びの幅を広げられるよう呼びかけます。なわとび等職員同士で遊びの研修を広げます。

<第2 サテライトについて>

- (1) 室内での遊びを充実させます。
- (2) 外遊びの場所として、団地内の広場を活用させていただき、遊びのルールを作っていきます。
東宮城野小児童との遊び場所が重なった場合、交流として生かすとともに、相互の調整をします。

- 可能な時は東宮城野小校庭で遊ばせていただき、子どもの遊び体験を豊かにします。
- (3) 登館・下館の安全確保のため、路上での見守りに取り組みます。
 - (4) 第2サテ独自の行事を開催するとともに、本館での行事にも参加できるようにします。

<定例行事>

子どもの個性や関心を生かし伸ばしていけるよう、参加自由な日常的行事を展開します。どの行事でも計画段階から感染症対策を明記し、人数を限定し、必要に応じて回数を増やすなどの対策に取り組みます。

- (1) 図工タイム：絵画、工作、土粘土、デザイン、造形遊び等を楽しむ。
- (2) 囲碁クラブ、将棋クラブ：入門指導から段階を踏んで教われるようにする。いろいろな相手と対局を楽しめるようにします。
- (3) 折紙クラブ：折紙ボランティアや職員の指導で、折り紙の楽しさを広げます。
- (4) 草花クラブ：随時募集し、花壇の整備や種取り等を子どもと共に行います。
- (5) 生き物係：長期休業中を中心に、蝶・魚・鈴虫・カブトムシ・カメ等の飼育に取り組みます。
- (6) 子ども映画：子どもがたのしめる映画会を継続・発展させていきます。映画の選定には子どもの要望を取り入れます。
- (7) お話ポケット：休止します
- (6) 子ども集会・子ども会議：職員が生活面の説明をする子ども集会、子どもの議題を子どもが司会になって話し合う子ども会議 共に年間の見通しをもって計画的に開催します。全員が集まって過密にならないよう、少人数グループで実施します。

<企画行事>

食べる行事ができない、地域ボランティアの参加が限られている中、でいる行事内容を検討し、子どもの遊びのなかにメリハリをつけ、子ども同士の交流を深めます。

- (1) 季節の行事
正月遊び、七夕かざり：子どもの意見を取り入れ、季節感を大事にした行事にします。
- (2) 音楽的行事
ブラスバンドコンサート、ハンドベル演奏会：可能な実施形態を検討し、音楽の楽しさが感じられるように努めます。
- (3) スポーツ行事
綱引き大会、スポーツ大会：新入生歓迎の意味も込め異学年が集まり、共に力いっぱい体を動かして遊べる機会にします。
- (4) 子どもが始めから企画する行事
上学年企画：何をやるかから子どもが話し合い、上学年がそれを企画して実施します。

子どもの企画力を育てます。

(5) 世代間交流行事

施設訪問：運営団体の介護施設向けの DVD を作成し、それを上映してもらうことを通じて、介護施設と交流を深めます。

(6) 平和の集い：楽しい遊びも平和の中でこそ実現します。広い視野が持てるように取り組みます。

<保護者・学校等との連携>

保護者や学校等と連携を取ることは、子どもの豊かな遊びを保障するために必要不可欠のことと考えます。そのために地域の多くの方々のお借りして、子どもの周りに支援の輪が築けるように努めます。

(1) 宮城野保護者会：協力してよりよい児童館になるよう、保護者会組織は3年目になります。保護者のご意見を聞き、児童館運営に参加してもらいます。

(2) 一斉配信メール：一斉配信メールには多くの保護者の登録があり、学校始業遅れ等への館の対応を知らせるために有効でした。更に登録を勧めて保護者への連絡に役立てます。

(3) 小学校との連絡会：新1年担任と子どもについての連絡会を持ち、子ども理解を深めるとともに小学校との連携を深めます。これとは別に特別支援学級担任との連絡会を持ち、要支援児への支援をより確かにします。

(4) ボランティアとの連携：子どもはボランティアから様々の刺激を受け、遊びの幅を広げます。児童館で募集するボランティアについてお知らせを作り、より多くのボランティア参加を募ります。

(5) 「いじめ」への対応：近年特に心配される「いじめ」についてこれまでも大切にしてきた以下の3点を重視して、相手を思いやり、仲良く遊べる関係を作ります。

①いじめの行為や言動を見逃さない。②下級生相手だからと、無理を通させない。

③学校との連絡を密にする。

Ⅲ 4つの機能を支える事業

1、事故防止・防犯・防災対策

1、方針

児童館は何より安心安全な施設でなければなりません。利用者全員の命を預かるという使命感を全職員が共有します。そして災害や不審者から利用者を守るための手立てを講じます。

実際の防災計画を策定し、日常的な訓練の実施、防災のための研修、防災用具の整備を進めます。

2. 事業の実際

- (1) 毎日の日常点検を続けます。
- (2) 毎月、最初の木曜を安全点検日として職員が輪番で安全点検を行います。いろいろな職員の間から施設を見ることで、見落としがちな不備や危険を察知します。
- (3) 警備会社（セコム）の年 2 回の非常設備点検を受け、不備な点は速やかに改善します。
- (4) 月 1 回、避難訓練を積み重ね、子ども達と来館者への教育・啓蒙に努めます。児童クラブ・自由来館者・幼児を対象に、火災・地震・不審者を想定した訓練が偏りなくできるように年間を通して計画します。
 - ・特に 3 月 11 日近辺に地震避難訓練を行い、東日本大震災の経験を継承し、今後に生かします。
- (5) 不審者対策として、来館者には職員が先に声掛けするように努めます。また 18 時以降は玄関自動ドアの電源を切り、チャイムを合図に職員がドアを開閉するようにします。
- (6) 外部講師等による不審者対応研修を実施し、全職員の力量を高めます。
- (7) 防災用具を整備します。
- (8) 非常事態に備えて、指揮・連絡系統図、職員分担図、災害対応のフローチャートを整備します。
- (9) ヒヤリハット集（アクシデント事例）を作成し、事故の再発防止と重大事故を未然に防ぐことに努めます。
- (10) 児童クラブ保護者に利用開始時に非常時対応について説明し理解してもらいます。災害伝言ダイヤル訓練を年 2 回行い、使い方を周知徹底します。
- (11) 保護者に一斉配信メールの機能を知らせ、登録を一層勧めます。
- (12) 非常事態に備えた職員体制、分担、防災マニュアルを整備します。必要なものについては館内に掲示します。

2、利用者の衛生管理

1、方針

児童館の衛生状態が原因で通院治療が必要になったといったケースが出てこないように、館内外の衛生管理状態を把握して常に良好な状態の保持に努めます。

保護者への保険衛生に対する啓発を行い、必要に応じて生活習慣の改善を促します。

2、事業の実際

- (1) 感染症や食中毒について保健所や家庭健康課の指導・助言を受け適切な保健衛生指導を徹底します。
- (2) 嘔吐処理、手洗い指導について年 1 回、保健師による全職員実技研修を行い実際の対応や用具の扱い方について学びます。
- (3) 夏のプール利用が始まる前に、救急蘇生法と救急処置について消防署救急隊員による

全職員実技研修を行い、緊急時に備えます。熱中症についてはさらなる対策の強化に取り組みます。

- (4) 感染症（インフルエンザ等）には予防・対応のマニュアルを整備して対応します。
- (5) 消毒用に、液体せっけんやピューラックス消毒液を常備して活用します。
- (6) 昨年度から館内の分掌に「保健部」を設置しました。この保健部を中心に子どもの保健に関する支援や助言、職員研修、心の相談などに取り組みます。

3、新型肺炎感染対策

- (1) 「宮城野児童の感染対策」をまとめ、それに基づいて対策を進めます。
- (2) 日常的な換気、消毒、3密の回避を継続します。
- (3) 行事における感染対策を計画段階から立て、確実に実行します。
- (4) 少人数での行事实施、希望者が多い場合可能な場合回数を分けて実施します。
- (5) 職員の研修を深めるとともに、子どもと共に感染対策に取り組める機会を設けます。

3. 施設の維持管理

1. 方針

職員による日常の管理と外部委託による専門家の管理を組み合わせ、利用者にとって安全で快適な施設維持を目指します。不具合が生じた際は適切な対応に努めます。また、市との連絡を密にし、円滑な管理を目指します。

2、事業の実際

- (1) 警備保障会社（セコム）に業務委託をし、夜間や休館日の施設管理を確実にします。
- (2) 職員による管理を超える問題が生じたときは、仙台市並びに関係諸機関に相談し、必要に応じて連携して適切な対応を行います。
- (3) 常に安全に留意し、日常的な修理を行います。
- (4) 大きな施設の不具合が生じた場合、直ちに担当業者に連絡して必要な対応を要請します。
- (5) 宮城野小学校内にあるサテライト室については年度ごとに管理について覚書を交わし、双方で分担して管理にあたります。

4. 環境への配慮

1. 方針

市環境行動計画に沿って節電・省エネ・節水等身近なことから実践します。子ども達・利用者と共にゴミや環境に関して取り組みます。

2、事業の実際

- (1) 利用者に工作材料としての牛乳パックやペットボトルなどの廃材の寄付を呼びかけます。

- (2) 有機廃棄物リサイクルでできた堆肥を花壇やプランターでの花・野菜作りに活用します。
- (3) 児童クラブ室に紙のリサイクルボックスを置き、子どもとともに紙リサイクルに取り組みます。
- (4) 児童クラブの「お茶タイム」ではコップ持参を勧め、紙コップ利用を減らします。これを「エコ作戦」と名付け、表にして視覚的にごみ減量を明示します。年度末には節約できた分の紙コップ代で遊具を購入して、子どもの意欲を高めます。
- (5) 使用後の用紙・段ボールは営業ゴミにせず、地域の製紙業者に運んでリサイクルに生かします。
- (6) 営業ゴミ、リサイクルにまわした用紙ゴミ・段ボールゴミはその重量を記録し、年次ごとの改善に努めます。

5、人材育成

1、方針

児童館職員は子どもの人格形成にまで及ぶその職責の重さを自覚し、子どもに寄り添い、子どもに共感できることが求められます。そうした理想と情熱を持ち、子ども一人ひとりに応じた継続的支援ができる人材育成に努めます。

子どもの最善の利益を求め不断の努力を職員一同続けます。そのための自己研鑽・機関研修・館内研修を行います。

また、目の前の子ども達の様々な姿を語り合い、どんな学童保育をしていくか語り合っこそ、児童館はその役割を発揮できるものです。日常的にそうした児童館が作れるような職場の雰囲気と職員の間関係を作っていきます。

2、事業の実際

- (1) 乳幼児・小中高生・要支援児についての成長と発達の理論、保護者・高齢者・地域住民に対する親身の関りができるための福祉に関わる知識と心構えを育てるための研修に取り組みます。
- (2) 子どもの成長の糧となる健全で豊かな遊び文化を学び、充実させます。そのために職員自身の教えられる遊びを増やします。
- (3) 特別支援教育について研修し、児童に即した具体的な支援の在り方を検討します。
- (4) 全体職員会議を週1回開き、児童理解と情報共有・今後の対応の検討を重ねます。「子どもの発見・子どもの理解」を会議の中心に位置づけ、職員の子どもの観を深めます。
- (5) 放課後児童支援員研修、特別支援コーディネーター研修の受講を進めます。
- (6) 職員全員に研修の機会を保障し、計画的に研修に参加します。研修結果については館全体に還元するよう努めます。